

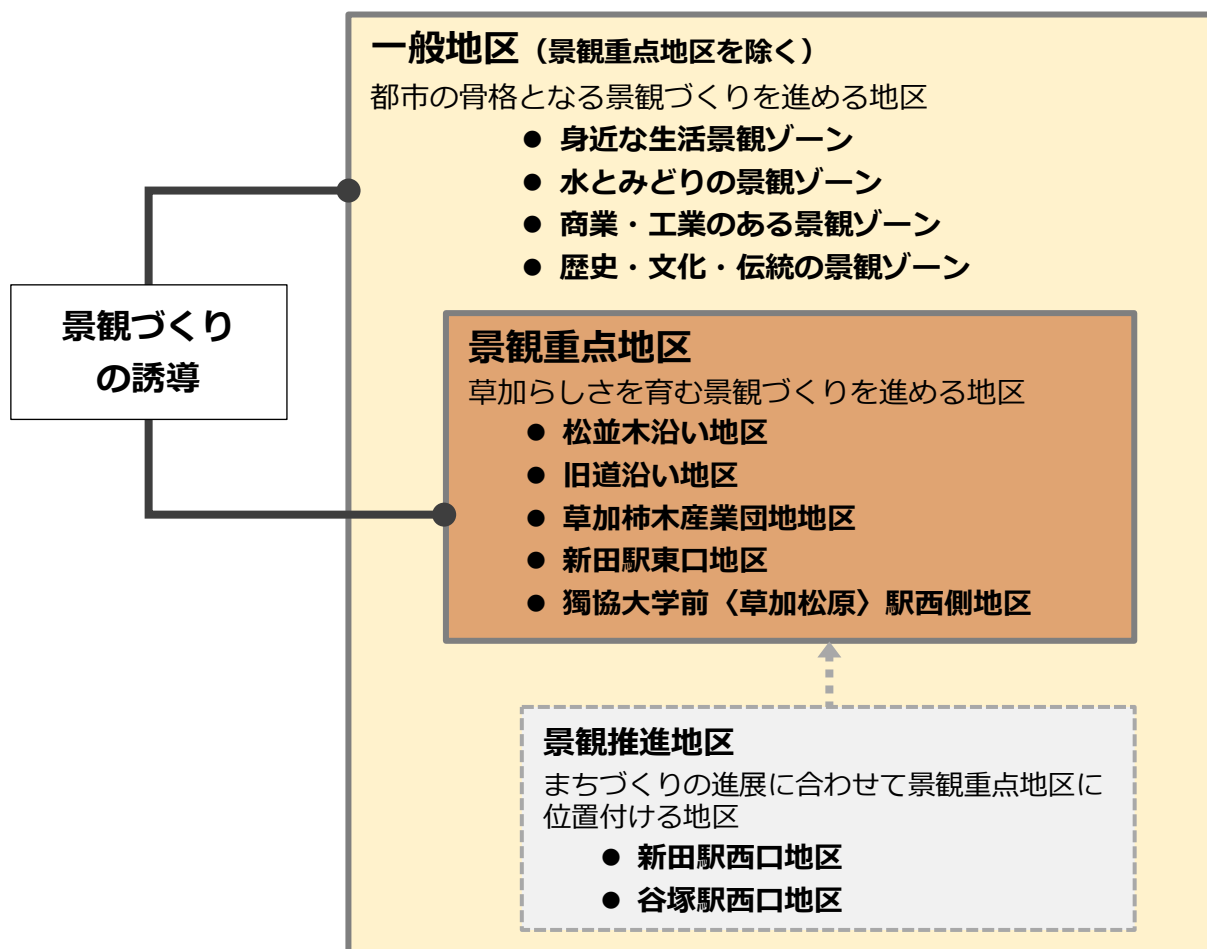
# 第3章 景観法に基づく景観づくりの誘導

景観づくりの目標と方針を実現するために、景観計画区域を、「景観重点地区」と、景観重点地区を除く「一般地区」に区分し、景観法に基づく届出制度を活用し、それぞれ景観づくりを誘導します。

一般地区は、「身近な生活景観ゾーン」「水とみどりの景観ゾーン」「商業・工業のある景観ゾーン」「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」の4つのゾーンの特性に応じた景観の誘導を図り、景観の骨格・基盤の向上を図るものとします。

なお、新田駅西口地区、谷塚駅西口地区など、今後のまちづくりの進展に合わせて景観重点地区に位置付けていく地区を「景観推進地区」とします。

## ■景観づくりの誘導の考え方



## 1 一般地区の景観づくりの誘導

### (1) 届出対象行為

景観計画に基づく届出を要する行為を、大規模届出対象行為と小規模届出対象行為とに分け、それぞれについて次のとおり定めます。

#### ■一般地区の届出対象行為

	大規模届出対象行為	小規模届出対象行為
建築物の建築等	1. 建築面積が 500 m <sup>2</sup> 又は高さが 10mを超える建築物の新築、増築、改築 2. 増築により建築面積が 500 m <sup>2</sup> 又は高さが 10 mを超える建築物の増築 3. 建築面積が 500 m <sup>2</sup> 又は高さが 10mを超える建築物の外観の変更で、各壁面の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	1. 床面積 10 m <sup>2</sup> 以内の増築、改築を除く、全ての建築物の新築、増築、改築
分譲住宅の新築	4. 同一の者が行う 2 以上の専用住宅の新築（当該専用住宅の敷地及び当該専用住宅と一体性を有する区域の面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上となるもの）	
<b>工作物の建設等</b> （屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物は除く）	1. 高さ 10mを超える工作物の新設、増築、改築 2. 増築により高さ 10mを超える工作物の増築 3. 高さ 10mを超える工作物の外観の変更で、外観の総面積の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
土地利用の変更	1. 区域面積 500 m <sup>2</sup> 以上の土地利用の変更	

## (2) 景観形成基準

一般地区において良好な景観づくりの誘導を進めていくために、大規模届出対象行為について、「景観形成基準」と色彩に関する数値基準等を定めた「色彩基準」を適用していくものとします。小規模届出対象行為については、色彩基準のみを適用します。

建築物の建築等の景観形成基準は、「身近な生活景観ゾーン」を含め、全域に共通して適用する基準を基本とし、「水とみどりの景観ゾーン」「商業・工業のある景観ゾーン」「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」に該当する場合は、一部の項目でゾーン別基準を併せて適用するものとします。

また、分譲住宅の新築、工作物の建設等、土地利用の変更については、全てのゾーンで共通の景観形成基準とします。

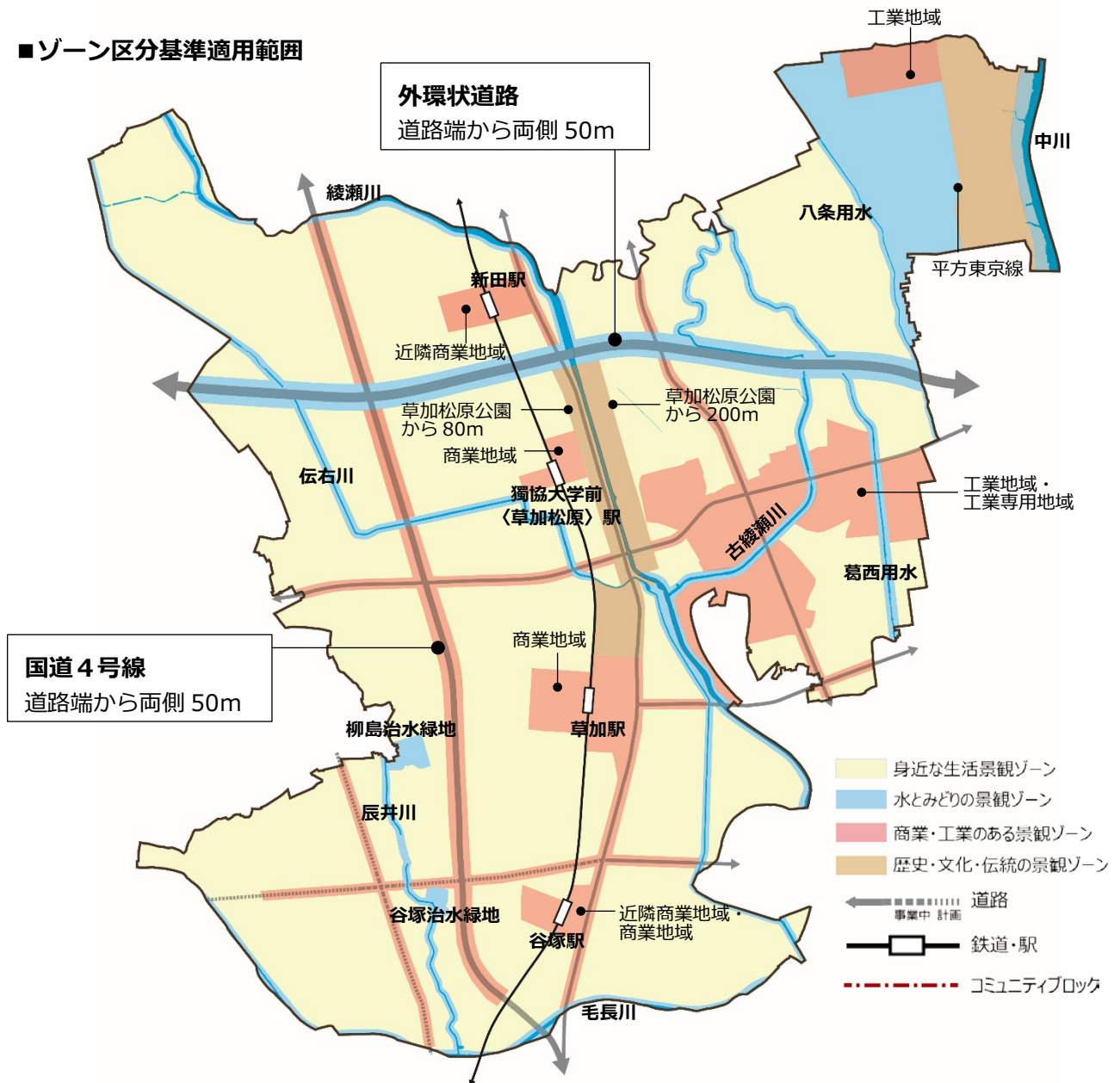
なお、敷地が複数のゾーンにまたがる場合については、敷地に建築する建築物及び工作物が一つである場合は建築物及び工作物の過半が、敷地に建築する建築物及び工作物が複数である場合は敷地の過半が含まれるゾーンの基準を適用するものとします。

ただし、大規模届出対象行為に該当する分譲住宅については、開発区域の過半が含まれるゾーンの基準を適用するものとします。

### ■ 一般地区における景観形成基準・色彩基準の適用

	届出対象行為	景観形成基準・色彩基準の適用
大規模行為	建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成基準と色彩基準を適用 (一部の項目について、ゾーン別基準を適用)</li> </ul>
	分譲住宅の新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成基準と色彩基準を適用</li> </ul>
	工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成基準と色彩基準を適用</li> </ul>
	土地利用の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成基準と色彩基準を適用</li> </ul>
小規模行為	建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>色彩基準のみ適用</li> </ul>

■ゾーン区分基準適用範囲



ゾーン	道路・河川等		範囲
商業・工業のある 景観ゾーン	主要幹線道路	国道4号線	道路端から両側 50m
		足立越谷線 八潮越谷線 浦和流山線 草加彦成線 草加三郷線 浦和東京線	道路端から両側 25m
水とみどりの 景観ゾーン	主要幹線道路	外環状道路	道路端から両側 50m
	河川・用水・ 治水緑地	八条用水 葛西用水 古綾瀬川 綾瀬川 伝右川 辰井川 毛長川	河川・用水端から 両側 25m
		柳島治水緑地・谷塚治水緑地	緑地端から周囲 25m

①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
		<b>ゾーン別基準</b>
		<b>《水とみどりの景観ゾーン》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川沿いの地区においては、河川・水路側に顔を向けた意匠とするように配慮します。</li> </ul>
		<b>《商業・工業のある景観ゾーン》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺においては、にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	<b>《歴史・文化・伝統の景観ゾーン》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史・文化・伝統の趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。</li> </ul>	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。</li> </ul>	
ベランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。</li> </ul>	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。</li> <li>屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。</li> </ul>	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のCIカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。</li> <li>色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> <li>建築物の中高層部分は、低彩度とするように配慮します。</li> </ul>	
	<b>ゾーン別基準</b>	
配置	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。</li> <li>通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。</li> </ul>
		<b>ゾーン別基準</b>
		<b>《水とみどりの景観ゾーン》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川沿いの地区においては、河川、用水からできるだけ後退するように配慮します。</li> </ul>
		<b>《商業・工業のある景観ゾーン》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺の地区の道路沿いにおいては、道路から後退するように配慮します。</li> </ul>

項目	景観形成基準
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。</li> <li>敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。</li> <li>周囲の自然環境と調和し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>ゾーン別基準</b></p> <p><b>《商業・工業のある景観ゾーン》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>草加八潮工業団地においては、道路に面する部分にはボリューム感のある植栽をするように配慮します。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。</li> </ul>
塀・柵・擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>ゾーン別基準</b></p> <p><b>《歴史・文化・伝統の景観ゾーン》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史・文化・伝統の趣を感じさせるような形態、材料、色彩の門、柵、塀とするように配慮します。</li> </ul>
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をしたりすることにより景観に配慮します。</li> <li>駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。</li> </ul>
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>ゾーン別基準</b></p> <p><b>《商業・工業のある景観ゾーン》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。</li> </ul>
店先のしつらえ	<p style="text-align: center;"><b>ゾーン別基準</b></p> <p><b>《商業・工業のある景観ゾーン》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺においては、歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。</li> </ul>
	<p><b>《歴史・文化・伝統の景観ゾーン》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>草加宿周辺、草加松原周辺においては、歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。</li> </ul>
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動販売機は、建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。</li> </ul>

その他

## ②分譲住宅の新築（全ゾーン共通）

	項目	景観形成基準
形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。</li> <li>周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。</li> <li>周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>風土と調和した色彩を使用するように配慮します。</li> <li>色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> <li>屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。</li> <li>同一の開発区域内では、建築物同士の色彩の組み合わせが単調なものとならないように配慮します。</li> </ul>
配置	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の開発区域内では、連続性をもたせるように配慮します。</li> </ul>
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。</li> <li>開発区域内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。</li> <li>周囲の自然環境と調和し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。</li> <li>同一の開発区域内でみどりが連続するように、区画ごとの境界部を積極的に緑化するように配慮します。</li> </ul>
	塀・柵・擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避け、開放的な外構となるように配慮します。</li> </ul>
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をしたりすることにより景観に配慮します。</li> <li>駐車場の位置は、区画ごとに規則性をもたせた配置とするように配慮します。</li> <li>ごみ置き場は、まちなみと調和した形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。</li> </ul>

## ③工作物の建設等（全ゾーン共通）

項目		景観形成基準
形態・意匠	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>風土と調和した色彩を使用するように配慮します。また、建築物本体と調和するように配慮します。</li> <li>色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>点滅する光源の設置は避けるように配慮します。</li> <li>外周部は、緑化する等の修景を行うように配慮します。</li> </ul>

## ④土地利用の変更（全ゾーン共通）

項目		景観形成基準
遮蔽等	出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口は、交差点を避け、数は最小限とするよう配慮します。</li> </ul>
	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>外周部は、まちなみと調和した材料、色彩による塀・柵等の囲いを設置するよう配慮します。同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。</li> </ul>
形態・意匠	囲いの色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>風土と調和した色彩を使用するように配慮します。</li> <li>色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> </ul>
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りなどの公共空間に面する部分は、積極的に緑化するように配慮します。</li> </ul>
	堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材、廃棄物、残土等は、人の目線より低く整然と堆積するように配慮します。</li> </ul>

### (3) 色彩基準

#### ①色彩基準の趣旨

花や植生といった自然は、同じ種のものであっても、それが存在する地域ごとに異なった色をしています。こうした地域ごとに異なる色を「風土の色」と呼んでおり、例えば、自然環境と関わる色として、土壌、植生、花、空と水の色、また、歴史や文化に関わる色として、歴史的建造物、祭り、工芸品などにも色があります。

草加市にも独自の自然環境や、固有の歴史的建造物、地場産業、祭りなど、歴史、文化に育まれた風土の色があり、こうした風土の色は今後も残し、活かし、長きにわたって大事にしていく必要があります。

このため景観計画における色彩基準は、草加固有の「風土の色」を誘導することを観点にしており、人工的な色ではなく、自然界にある「風土の色」を建物に用いることで、調和のとれた色彩景観を形成することをめざした基準として定めています。

マンセル記号の明度、彩度を指標として、一定の範囲の中で色を選択する一般的な色彩基準では、既存のまちなみから突出するような悪い色彩の建物が出現するのを防ぐためのチェック機能はありますが、地区ごとの望ましい色彩景観を誘導していくことにはあまり適していません。

そこで本市では、10年後、20年後に、水とみどりの自然環境や、人々の生活に営々と息づく歴史や文化、伝統、いきいきとした快適で心地よいまちを色彩の観点から創出していくことを目標として、この「風土の色」に基づく色彩基準を定めました。

#### ②色彩基準の作成方法

基準を取りまとめた手順として、「水とみどりの景観ゾーン」「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」「商業・工業のある景観ゾーン」「身近な生活景観ゾーン」の4つのゾーンに分けて、市内全域の自然環境についての調査を行いました。その際に、土壌や草花、伝統工芸品等といった資料や、植生、歴史的建造物、水、空などを含む風景の写真を採取し、それらのサンプルを基にして、草加市の「風土の色」を導き出しました。

導き出された「風土の色」を、各地域の特性を反映したものとするよう4ゾーンに分けて色彩基準として取りまとめました。また、同一ゾーン内において色彩のテーマが異なっていたことから、「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」については草加宿周辺、草加松原周辺、柿木下妻街道跡周辺の3つの区域に、「商業・工業のある景観ゾーン」については商業地区<sup>※1</sup>、工業地区<sup>※2</sup>の2つの区域に分けて色彩基準としました。

※1：商業地区：商業・工業のある景観ゾーンのうち、工業地域・工業専用地域を除く区域

※2：工業地区：商業・工業のある景観ゾーンのうち、工業地域・工業専用地域に指定されている区域

■各地域の特性を反映した色彩のテーマ

項目	基準
身近な生活景観ゾーン	住んでいる人、訪れる人に安心や秩序を感じさせ、草加の歴史的品格を感じる色彩
水とみどりの景観ゾーン	身近に流れる川等に品格を与え、みどりの風景に調和する色彩
商業・工業のある景観ゾーン	地域の住宅と調和のとれる色彩 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地区：草加の歴史を感じさせながら、商店街のにぎわいと親しみを感じさせる色彩</li> <li>・工業地区：工場等が冷たさや重さを感じさせず、地域に調和する色彩</li> </ul>
歴史・文化・伝統の景観ゾーン	歴史的品格、重厚感、美しさに調和する色彩 <ul style="list-style-type: none"> <li>・草加宿周辺：過去から引き継がれている歴史を感じさせつつ、まちのにぎわいを感じる色彩</li> <li>・草加松原周辺：松の美しさを引き立て調和する色彩</li> <li>・柿木下妻街道跡周辺：歴史と落ち着きを感じる色彩</li> </ul>

③色彩基準

カラーチャートのうち「草加市の風土色（基準色）」として掲げている色彩を、建築物の外壁及び工作物の外観並びに土地利用の変更の際の囲いに使用できる色彩とします。

なお、外壁に使用する材料の制約上、基準色に適合することが困難な場合には、次の表の基準値を使用可能な色彩の範囲とします。

■基準値（使用可能な色彩の範囲） 注）記号及び数値はマンセル表色系による

対象	色相	明度	彩度
商業地区※	暖色系（R・YR・Y系） 0R～9.9Y	—	6以下
	寒色系他 （GY・G・BG・B・PB・P・RP系） 0GY～9.9RP	—	3以下
その他の地区	暖色系（R・YR・Y系） 0R～9.9Y	—	4以下
	寒色系他 （GY・G・BG・B・PB・P・RP系） 0GY～9.9RP	—	2以下

※商業地区：商業・工業のある景観ゾーンのうち、工業地域・工業専用地域を除く地域

また、カラーチャートのうち「草加市の風土色（推奨色）」として掲げている色彩を、4ゾーン、7地区における推奨色とします。

なお、色彩基準は、次の項目に該当する場合は適用除外とします。

- ア) 法令上の制限によりやむを得ない場合に使用する色彩
- イ) 着色していない木、石、レンガ、コンクリート等の素材による色彩
- ウ) 建築物の各壁面の3分の1未満及び工作物の外観の3分の1未満並びに土地利用の変更の際の囲いの各壁面の3分の1未満の範囲で使用される色彩

## ●マンセル表色系について

マンセルの表色系は、色相 (Hue)、明度 (Value)、彩度 (Chroma) の3属性を合わせて一つの色を表示するシステムです。

「色相」は、色合いを表しています。赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の10色相で表し、各々の色は5を中心とした1から10までの数値で細分されます。

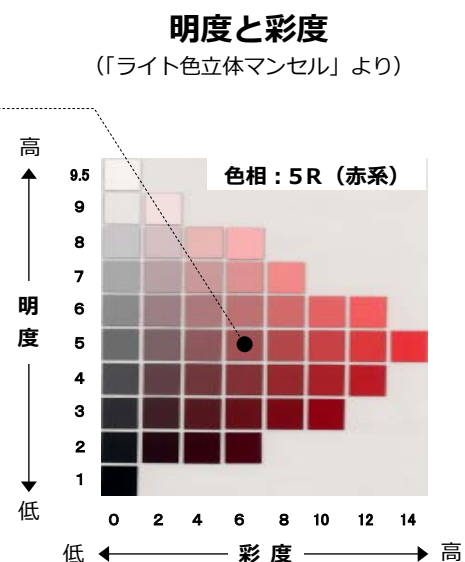
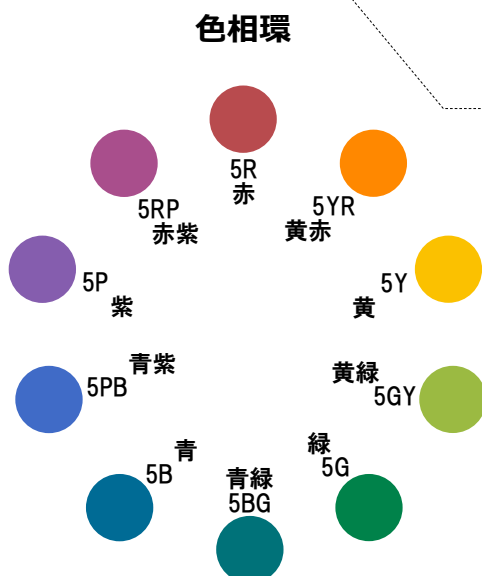
「明度」は、明るさを表し、数値が大きくなるにつれて色が明るくなります。

「彩度」は、鮮やかさを表し、数値が大きくなるにつれて色が鮮やかになります。最大の数値は、色相によって異なります。

無彩色 (白~黒) は、色相と彩度をもたず、明度を示す数値の前に N をつけて N1~N9 のように表します。

## ■マンセル値による色の表示方法

例) この色は、「5R 5/6」と表示し、



④カラーチャート

●草加市の風土色（基準色）

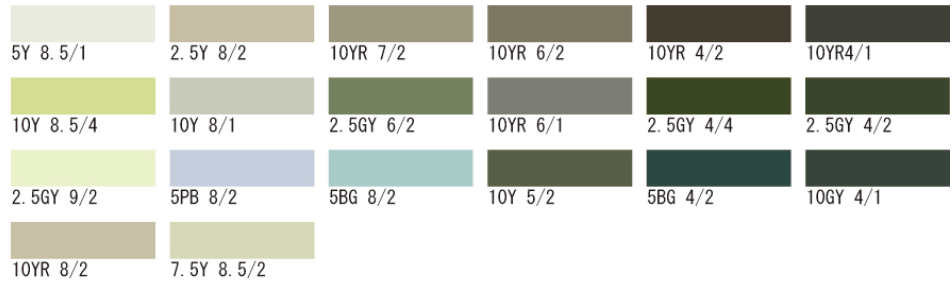
10R 2/4	10R 5/2	10R 6/1	2.5YR 3/6	2.5YR 6/2	2.5YR 6/6	5YR 3/2
5YR 6/4	5YR 9/2	7.5YR 2/4	7.5YR 3/2	7.5YR 4/2	7.5YR 5/4	7.5YR 6/4
7.5YR 6/10	7.5YR 8/2	10YR 3/4	10YR 3/6	10YR 4/1	10YR 4/2	10YR 4/4
10YR 6/1	10YR 6/2	10YR 7/2	10YR 7/4	10YR 7/6	10YR 8/2	10YR 8/8
10YR 9/2	2.5Y 3/2	2.5Y 4/6	2.5Y 5/2	2.5Y 5/4	2.5Y 6/2	2.5Y 7/2
2.5Y 7/4	2.5Y 7/6	2.5Y 8/2	2.5Y 8/4	2.5Y 8.5/2	2.5Y 8.5/6	2.5Y 9/2
5Y 4/4	5Y 4/6	5Y 6/2	5Y 7/1	5Y 7/6	5Y 8/4	5Y 8.5/1
5Y 8.5/2	5Y 9/4	7.5Y 7/2	7.5Y 8/2	7.5Y 8.5/2	10Y 3/4	10Y 4/4
10Y 5/2	10Y 8/1	10Y 8.5/4	10Y 8/6	10Y 9/2	2.5GY 3/4	2.5GY 4/2
2.5GY 4/4	2.5GY 6/2	2.5GY 7/6	2.5GY 9/2	5GY 3/4	10GY 4/1	5BG 4/2
5BG 8/2	2.5B 6/2	5PB 4/1	5PB 8/1	5PB 8/2	7.5PB 8/4	5P 9/2
7.5P 9/2	N9.5	N9.25	N9	N8.75	N8.5	N8.25
N8	N7.75	N7.5	N7.25	N7	N6.75	N6.5
N6.25	N6	N5.75	N5.5	N5.25	N5	N4.75
N4.5	N4.25	N4	N3.75	N3.5	N3.25	N3
N2.75	N2.5	N2.25	N2	N1.75	N1.5	N1.25
N1	N0.75	N0.5				

※印刷の色は実際の色とは異なりますので、マンセル値を参照してください。

## ●草加市の風土色（推奨色）

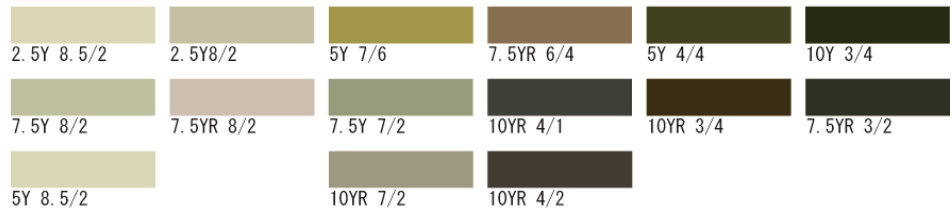
### 水とみどりの景観ゾーン

身近な水辺空間やみどりの風景に調和する色彩であり、自然景観の美しさを引き立てる色



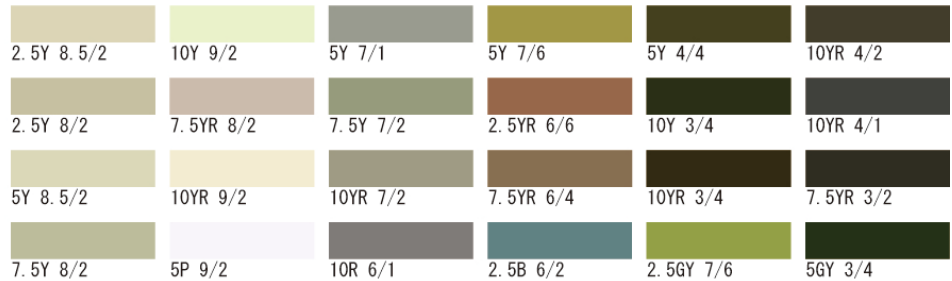
### 歴史・文化・伝統の景観ゾーン (草加松原周辺)

松並木の色に調和する色彩であり、松の美しさを引き立て、安らぎと文化を感じさせる色



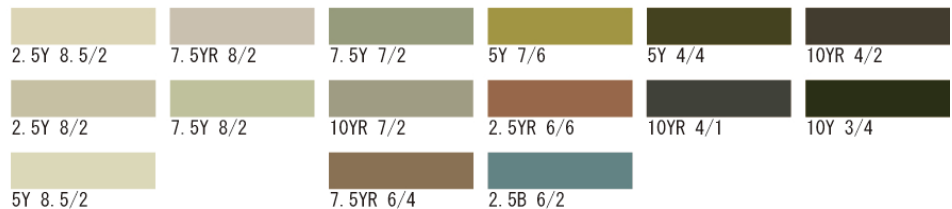
### 歴史・文化・伝統の景観ゾーン (草加宿周辺)

伝統的なまちなみの色に調和する色彩であり、品格とにぎわいを感じさせる色



### 歴史・文化・伝統の景観ゾーン (柿木下妻街道跡周辺)

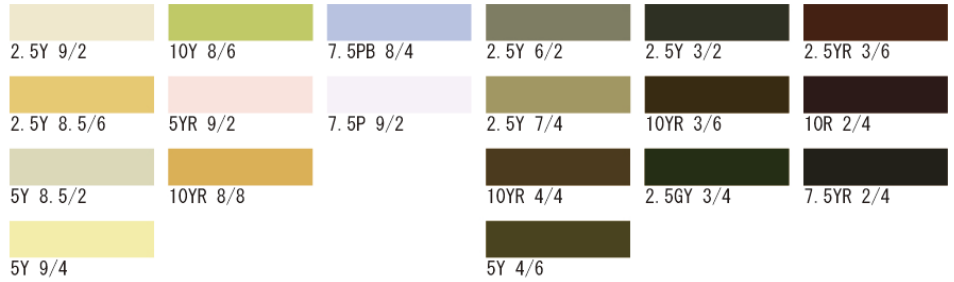
歴史的建造物やみどりに調和する色彩であり、歴史的趣を感じさせ落ち着いた色



※印刷の色は実際の色とは異なりますので、マンセル値を参照してください。

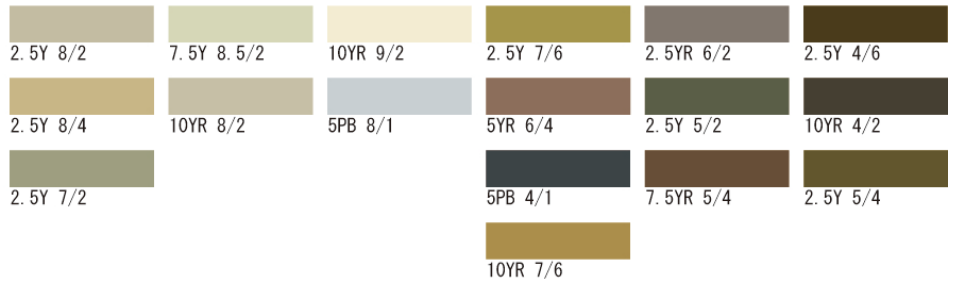
**商業・工業のある景観ゾーン  
(商業地区)**

地域の住宅と調和のとれる色彩であり、歴史を感じさせながら、商店街のにぎわいと親しみを感じさせる色



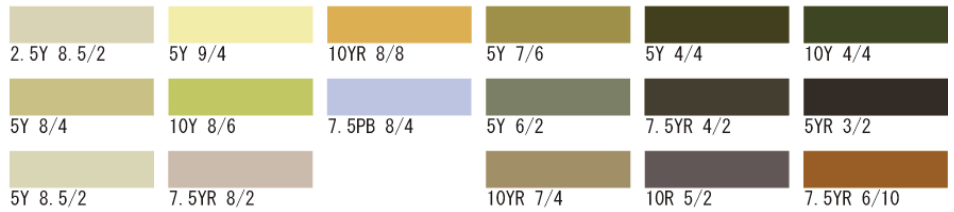
**商業・工業のある景観ゾーン  
(商業地区を除く)**

地域の住宅と調和のとれる色彩であり、工場等の冷たさや無機質さを感じさせず、親しみと暖かさを感じさせる色



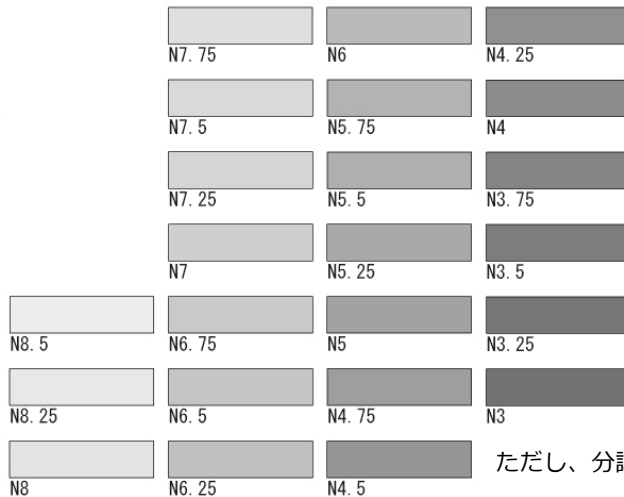
**身近な生活景観ゾーン**

住んでいる人や訪れる人に安心や親しみを感じさせる色彩であり、草加の歴史的品格と秩序を感じさせる色



**無彩色**

全ゾーン共通



ただし、分譲住宅を除く大規模届出対象の建築物・工作物はN8.5～N4とします

※印刷の色は実際の色とは異なりますので、マンセル値を参照してください。

#### (4) 勧告基準・変更命令基準

一般地区において、勧告を行うことのできる対象行為及びその基準、また、変更命令を行うことのできる対象行為及び基準を次のとおり定めます。

##### 大規模届出行為対象行為

<b>勧告基準</b>	色彩基準に適合しないもの及び点滅する光源が形成する面積の合計が各立面面積の3分の1を超えるもの	
<b>変更命令基準</b>	分譲住宅の新築、 土地利用の変更を 除く届出対象行為	色彩基準に適合しないもの及び点滅する光源が形成する面積の合計が各立面面積の3分の1を超えるもの
	分譲住宅の新築	建築物の各壁面の3分の1を超える範囲で使用される色彩がP79の基準値（使用可能な色彩の範囲）に適合しないもの（色彩基準のカラーチャートに掲げられている草加市の風土色を除く）

##### 小規模届出対象行為

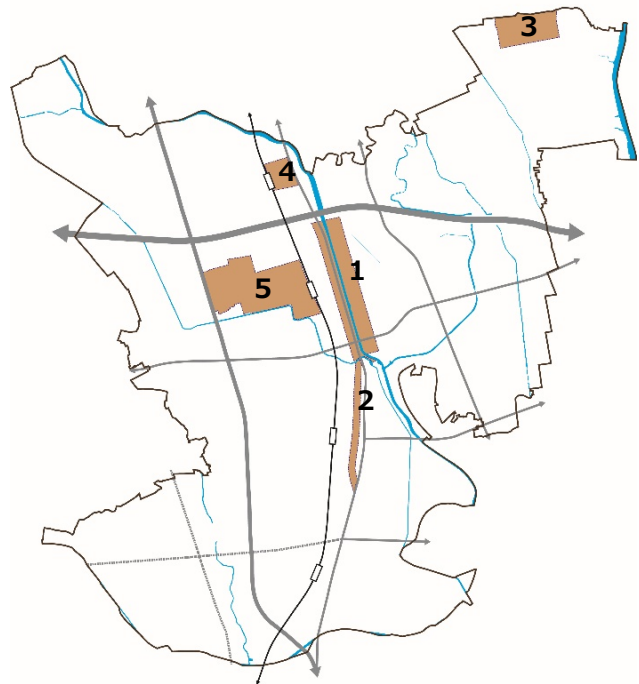
<b>勧告基準</b>	建築物の各壁面の3分の1を超える範囲で使用される色彩がP79の基準値（使用可能な色彩の範囲）に適合しないもの（色彩基準のカラーチャートに掲げられている草加市の風土色を除く）
<b>変更命令基準</b>	

## 2 景観重点地区の景観づくりの誘導

景観重点地区においては、核となる公共施設の整備、周辺の建築物・工作物の一体的な景観誘導などにより、良好なまちなみ景観づくりを進めていきます。

### ■景観重点地区位置図

1	松並木沿い地区
2	旧道沿い地区
3	草加柿木産業団地地区
4	新田駅東口地区
5	獨協大学前〈草加松原〉駅西側地区



### (1) 届出対象行為

景観重点地区における届出を要する行為を次のとおり定めます。

#### ■景観重点地区の届出対象行為

	届出対象行為
建築物の建築等	1. 床面積 10 m <sup>2</sup> 以内の増築、改築を除く、全ての建築物の新築、増築、改築 2. 建築物の外観の変更で、各壁面の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
分譲住宅の新築	3. 同一の者が行う2以上の専用住宅の新築（当該専用住宅の敷地及び当該専用住宅と一体性を有する区域の面積の合計が500 m <sup>2</sup> 以上となるもの）
工作物の建設等 （屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物は除く）	1. 高さ10mを超える工作物の新設、増築、改築 2. 増築により高さ10mを超える工作物の増築 3. 高さ10mを超える工作物の外観の変更で、外観の総面積の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
土地利用の変更	1. 区域面積500 m <sup>2</sup> 以上の土地利用の変更

### (2) 景観形成基準

景観重点地区では、地区の特性を伸長する景観形成基準を地区ごとに設定し、よりきめ細かな景観づくりを進めます。

分譲住宅、工作物の建設等、土地利用の変更の景観形成基準及び色彩基準については、一般地区の基準を同様に適用するものとします。

なお、敷地の一部又は大規模届出対象行為に該当する分譲住宅の開発区域の一部が重点地区に含まれる場合は、重点地区における基準を適用するものとします。

# 1 松並木沿い地区

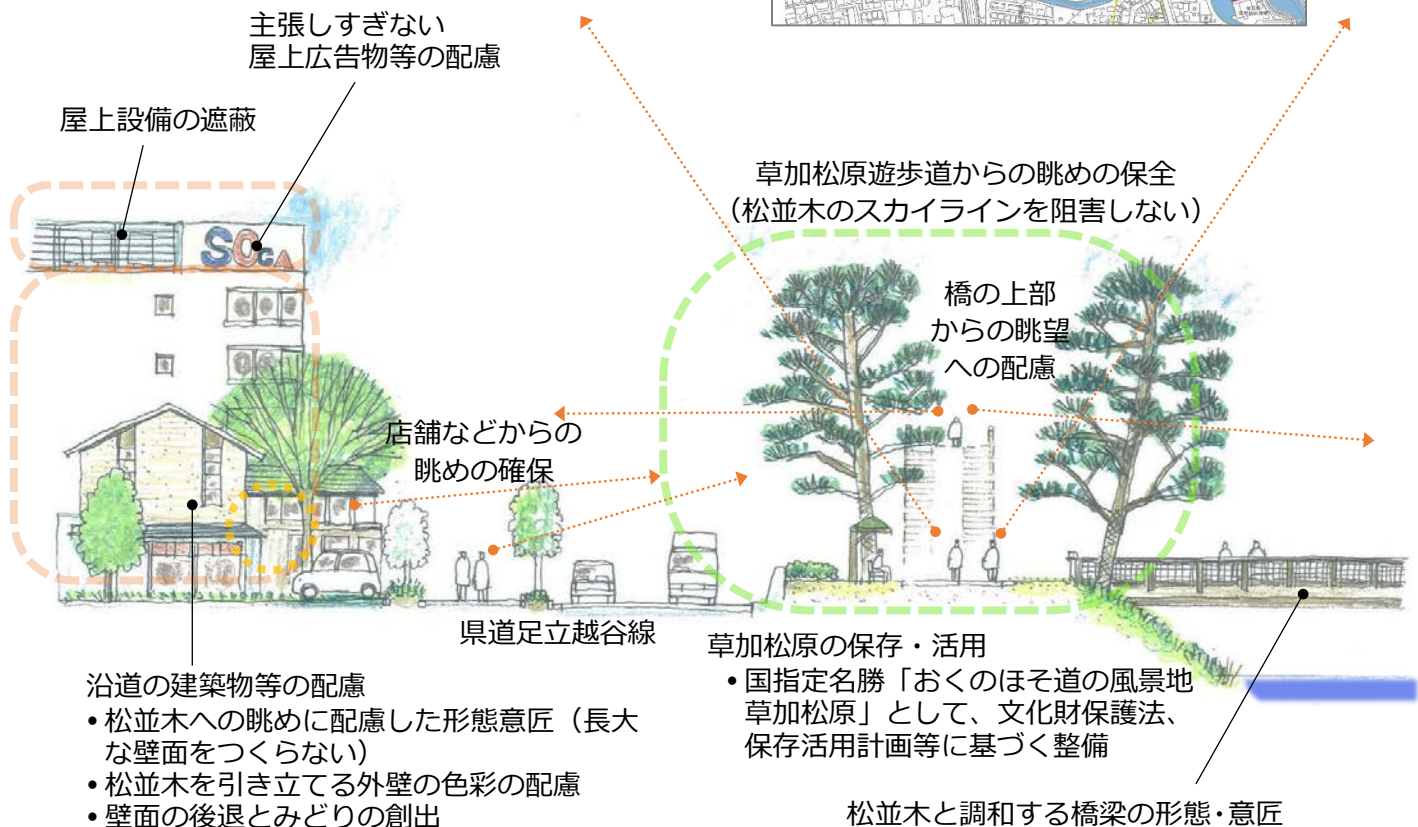
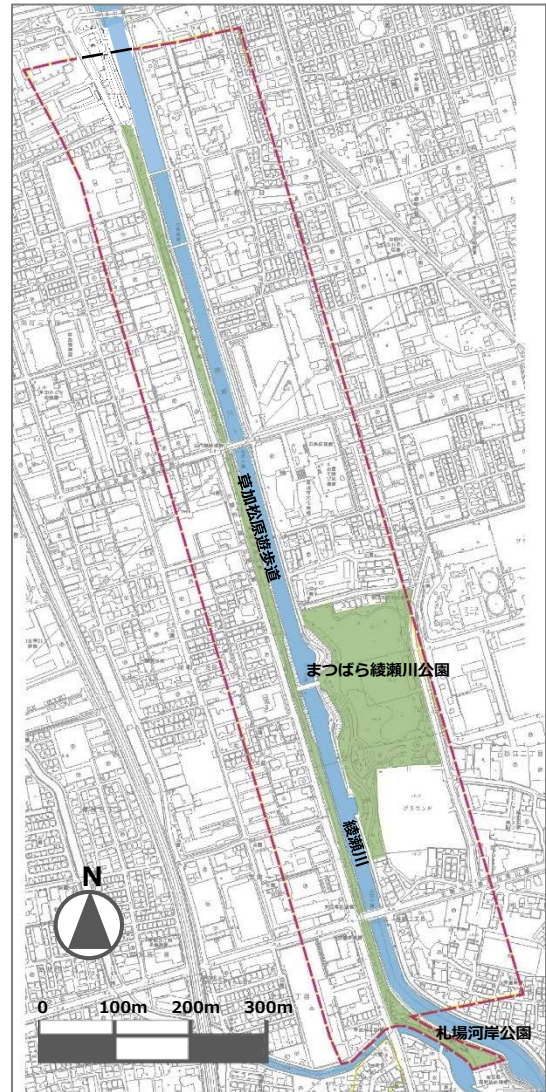
松並木沿い地区では、草加市の景観上のシンボルである松並木があり、草加松原遊歩道とまつばら綾瀬川公園とともに雄大な景観をつくり出していることから、このような地域固有の自然景観と調和し、また、にぎわいのあるまちなみ景観づくりをめざします。

## 景観づくりの方針

- 草加松原の保存・活用と草加松原と調和した周辺環境の整備による良好な景観の保全
- 草加松原遊歩道周辺における、松並木への眺めの保全と眺めを活かしたまちなみ景観づくり
- 幹線道路沿道を中心とした、歩いて楽しくみどり豊かな景観づくり

## 区域

草加松原遊歩道（市道 9001 号線）及び市道 20789 号線から西側 80m、東側 200m（ただし、市道 20789 号線部の水とみどりの景観ゾーン部分を除く）



①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。</li> <li>・にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	ベランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。</li> <li>・屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のCIカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。</li> <li>・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> <li>・建築物の中高層部分は、低彩度とするように配慮します。</li> </ul>
配置	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。</li> <li>・通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。</li> <li>・足立越谷線、松原団地停車場線に面する部分は、道路から後退するように配慮します。</li> <li>・松並木への眺望を阻害しないように配慮します。</li> </ul>
高さ	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松並木や綾瀬川の景観と調和し、圧迫感を生じないように配慮します。</li> </ul>

主張しすぎない屋上広告物等の配慮

開放感のある眺めの確保

屋上設備の遮蔽

綾瀬川沿いの建築物等への配慮

- ・松並木への眺めに配慮し、敷地境界部分に長大な壁面をつくらない
- ・壁面の後退と敷地際の緑化
- ・松並木を引き立てる外壁の色彩への配慮

まつばら綾瀬川公園

まつばら綾瀬川公園の活用

- ・周辺の商店街や市民・団体等との協働によるイベントによるにぎわいの創出
- ・松並木への視点場（背景の配慮）

綾瀬川

項目	景観形成基準	
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。</li> <li>敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。</li> <li>周囲の自然環境と調和し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。</li> <li>和風のデザインを基調とし、樹種を工夫することにより草加松原遊歩道と一体となった雰囲気を感じられるように配慮します。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。</li> </ul>
	塀・柵・擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。</li> <li>和風のデザインを基調とし、しつらえを工夫することにより草加松原遊歩道と一体となった雰囲気を感じられるように配慮します。</li> </ul>
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。</li> <li>駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をしたりすることにより景観に配慮します。</li> </ul>
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものにならないように配慮します。</li> <li>設置方法、設置個数、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。</li> <li>周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は付属させないように配慮します。</li> </ul>
	店先のしつらえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。</li> <li>商店街等のまちなみと調和するような、ベンチ、プランターの設置等、店先のおもてなしの表情づくりを行うように配慮します。</li> <li>シースルーシャッター、ガラスウィンドウを用いる等、にぎわいを創出する工夫をするように配慮します。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。</li> </ul>

## ②分譲住宅の新築（全地区共通）

項目	景観形成基準	
形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。</li> <li>周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。</li> <li>周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>風土と調和した色彩を使用するように配慮します。</li> <li>色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士との調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> <li>屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。</li> </ul>

項目		景観形成基準
		<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の開発区域内では、建築物同士の色彩の組み合わせが単調なものとならないように配慮します。</li> </ul>
配置	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の開発区域内では、連続性を持たせるように配慮します。</li> </ul>
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。</li> <li>開発区域内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。</li> <li>周囲の自然環境と調和し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。</li> <li>同一の開発区域内でみどりが連続するように、区画ごとの境界部を積極的に緑化するように配慮します。</li> </ul>
	塀・柵・擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避け、開放的な外構となるように配慮します。</li> </ul>
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の舗装は、素材に工夫したり、部分的に地被植物による緑化をしたりすることにより景観に配慮します。</li> <li>駐車場の位置は、区画ごとに規則性を持たせた配置とするように配慮します。</li> <li>ごみ置き場は、まちなみと調和した形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。</li> </ul>

③工作物の建設等（全地区共通）

項目		景観形成基準
形態・意匠	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>風土と調和した色彩を使用するように配慮します。また、建築物本体と調和するように配慮します。</li> <li>色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>点滅する光源の設置は避けるように配慮します。</li> <li>外周部は、緑化する等の修景を行うように配慮します。</li> </ul>

④土地利用の変更（全地区共通）

項目		景観形成基準
遮蔽等	出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口は、交差点を避け、数は最小限とするよう配慮します。</li> </ul>
	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>外周部は、まちなみと調和した材料、色彩による塀・柵等の囲いを設置するよう配慮します。同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。</li> </ul>
形態・意匠	囲いの色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>風土と調和した色彩を使用するように配慮します。</li> <li>色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> </ul>
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りなどの公共空間に面する部分は、積極的に緑化するように配慮します。</li> </ul>
	堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材、廃棄物、残土等は、人の目線より低く整然と堆積するように配慮します。</li> </ul>

## 2 旧道沿い地区

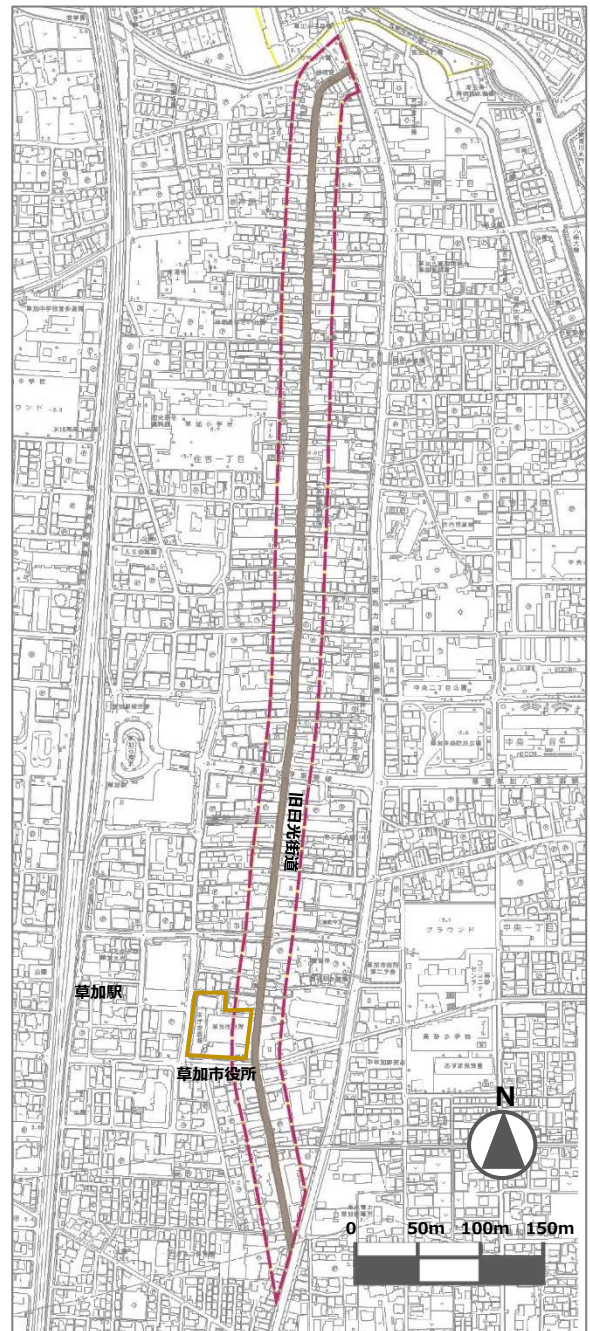
旧道沿い地区では、かつて草加宿の街道として栄えた本市の歴史的・文化的遺産を継承しながら、このような地域固有の歴史的、文化的、伝統的な資源と調和し、にぎわいのあるまちなみ景観づくりをめざします。

### 景観づくりの方針

- 旧日光街道における、沿道のまちなみと調和した道路の整備による良好な景観の保全
- 旧日光街道沿道における、草加宿の街道としての歴史や文化、伝統を活かしたにぎわいのあるまちなみ景観づくり
- シンボルとなる草加市庁舎の整備と周辺における一体的な景観づくり
- 旧日光街道沿道を中心とした、歩いて楽しくみどり豊かな景観づくり

### 区域

市道 2036 号線、2079 号線、2078 号線、2029 号線の両側 25m



歴史のまちなみ景観づくりに配慮した形態意匠や外壁・屋根の色彩

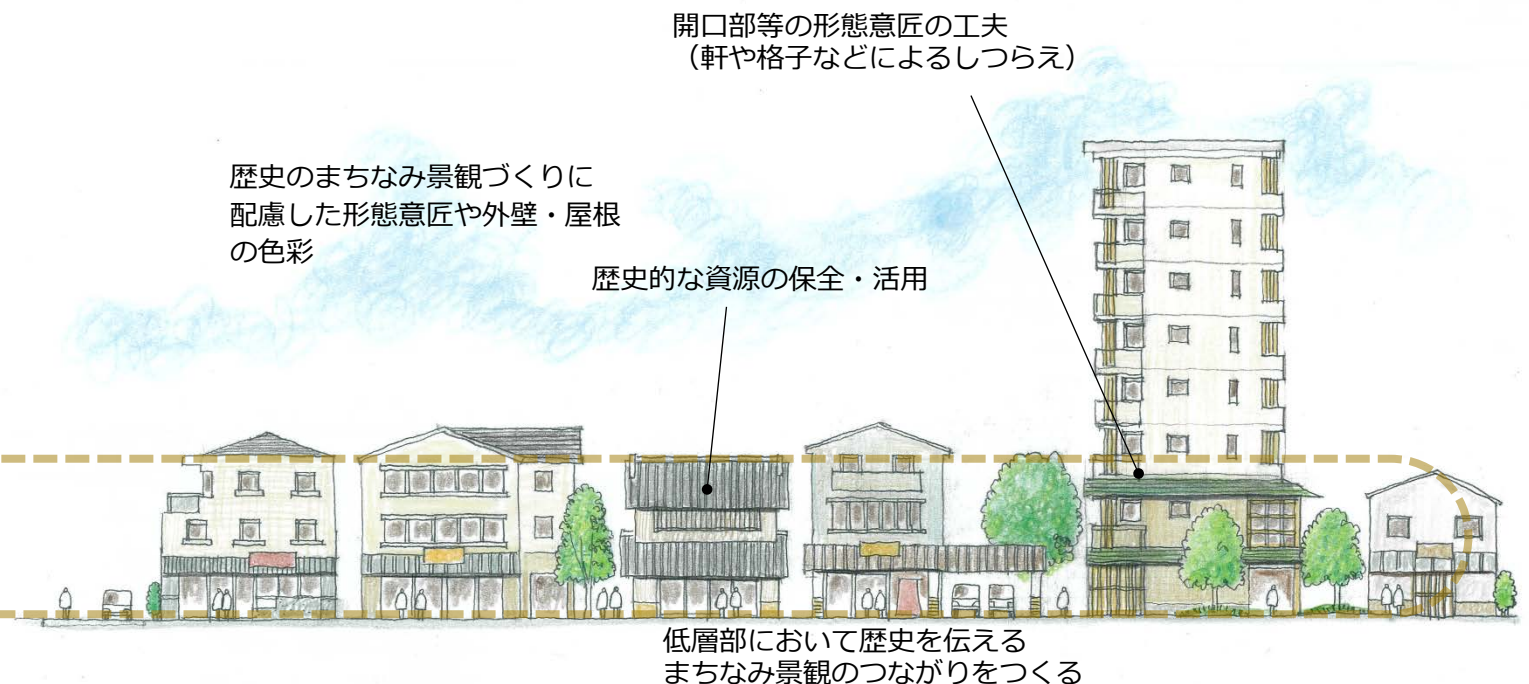
まちなみと調和する広告物の配慮

駐車場の塀・柵等の配慮



① 建築物の建築等

項目		共通基準
形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。</li> <li>• かつての宿場町としての趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。</li> <li>• かつての宿場町としての趣を感じさせるよう、使用する材質に配慮します。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。</li> <li>• かつての宿場町としての趣を感じさせるよう、形態や意匠に配慮します。</li> <li>• 屋根の勾配は、周囲の建築物の屋根勾配と調和したものとするように配慮します。</li> <li>• 屋根瓦を用いる場合には、灰色又は低明度の色を使用するよう配慮します。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物本体と調和するよう形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	ベランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。</li> <li>• 屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 風土と調和した色彩を使用するよう配慮します。企業の CI カラーについても、風土と調和した色彩に調節するよう配慮します。</li> <li>• 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> <li>• 建築物の中高層部分は、低彩度とするよう配慮します。</li> <li>• 屋根の色彩は、外壁と調和するよう配慮します。</li> </ul>



項目		共通基準
配置	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。</li> <li>• 通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。</li> <li>• 敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。</li> <li>• 周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。</li> </ul>
その他	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。</li> </ul>
	塀・柵・擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。</li> <li>• 和風のデザインを基調とし、しつらえを工夫することにより旧道と一体となった雰囲気を感じられるように配慮します。</li> </ul>
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>• 駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。</li> <li>• 駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をしたりすることにより景観に配慮します。</li> </ul>
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>• 設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。</li> <li>• 設置方法、設置個数、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。</li> <li>• 周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は付属させないように配慮します。</li> </ul>
	店先のしつらえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。</li> <li>• 商店街等のまちなみと調和するような、ベンチ、プランターの設置等、店先のおもてなしの表情づくりを行うように配慮します。</li> <li>• シースルーシャッター、ガラスウィンドウを用いる等、にぎわいを創出する工夫をするように配慮します。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。</li> </ul>

②分譲住宅の新築（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P88 参照

③工作物の建設等（「1 松並木沿い地区」の基準を同様に適用）P89 参照

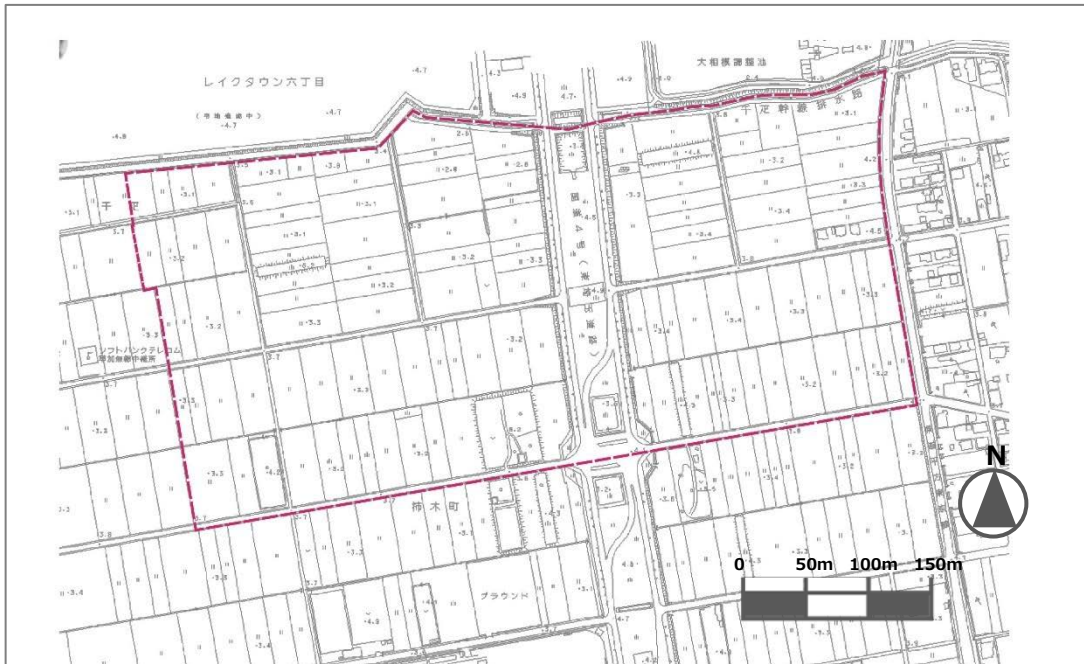
④土地利用の変更（「1 松並木沿い地区」の基準を同様に適用）P89 参照

### 3 草加柿木産業団地地区

草加柿木産業団地地区では、みどりに囲まれ、田園景観と調和した産業団地の景観づくりをめざします。

#### 景観づくりの方針

- 周辺の田園景観との調和に配慮した施設整備による景観づくり
- 環境と調和する緑化やオープンスペースの積極的な創出による、みどりに包まれた景観づくり

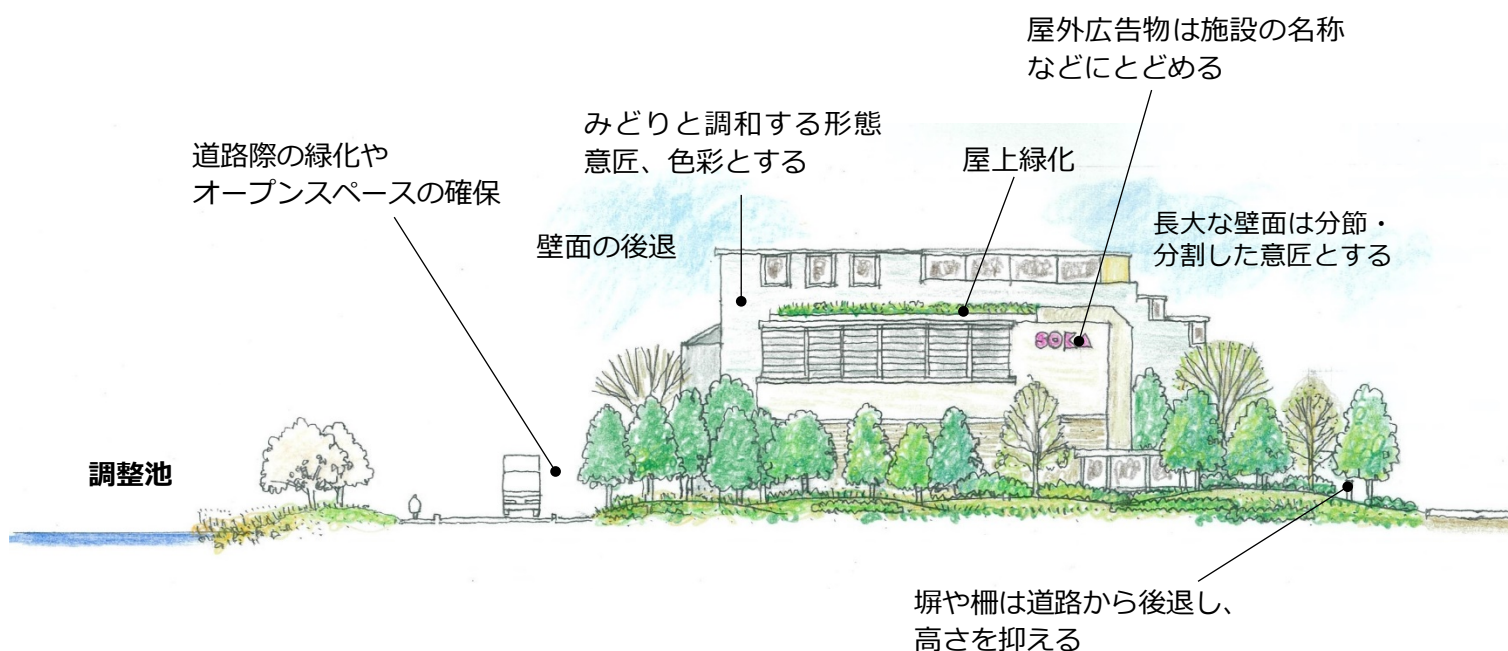


区域：草加柿木産業団地地区地区計画区域

#### ①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。</li> <li>● 通りに面して長大な壁面が生じる場合は、圧迫感を与えない形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。</li> <li>● 屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。</li> </ul>

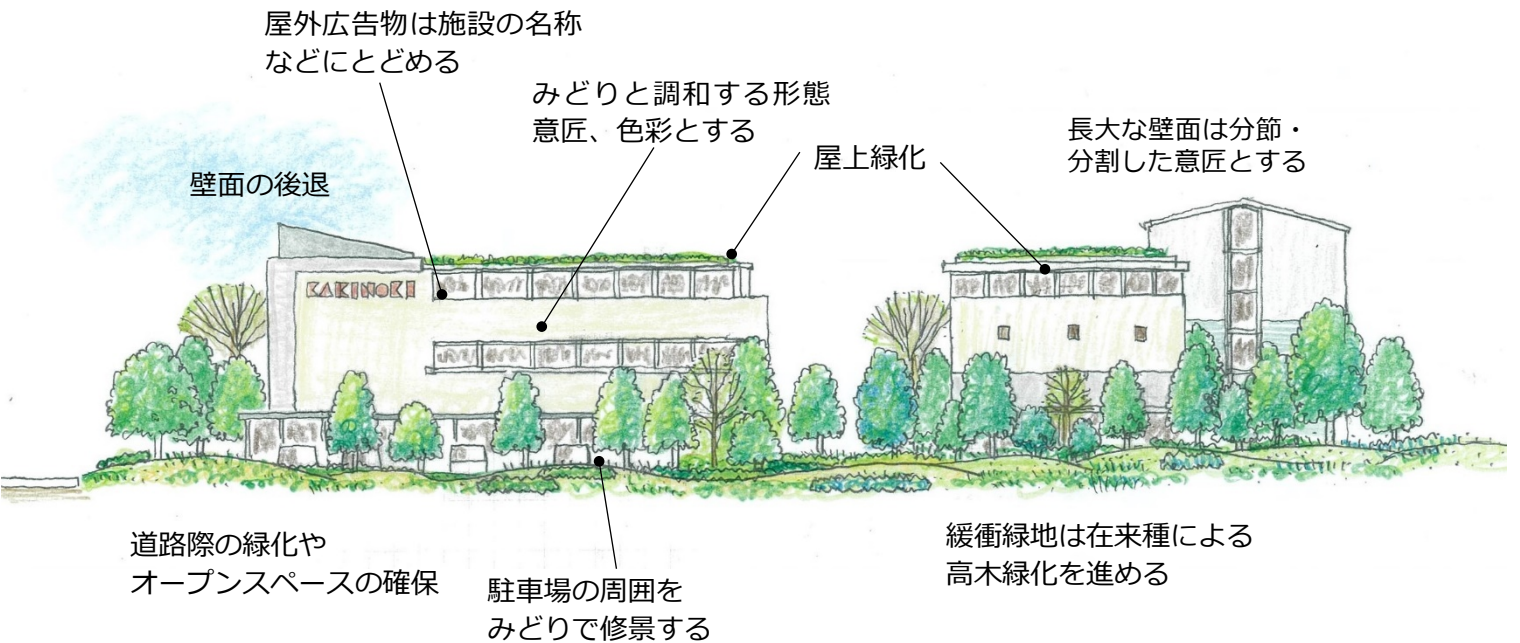
項目		景観形成基準
形態・意匠	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のCIカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。</li> <li>• 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> <li>• 建築物の中高層部分は、低彩度とするように配慮します。</li> </ul>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。</li> <li>• 通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。</li> </ul>
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。</li> <li>• 周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。</li> </ul>
	塀・柵・擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。</li> </ul>



項目		景観形成基準
その他	附属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>・駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。</li> <li>・駐車場の舗装は、素材を工夫したり、地被植物による緑化をしたりすることにより景観に配慮します。</li> </ul>
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>・設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。</li> <li>・設置方法、設置個数、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。</li> <li>・周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は付属させないように配慮します。</li> <li>・表示内容は企業名、ロゴマーク等にとどめることをめざします。</li> <li>・表示内容や広告の大きさ、デザインの統一をめざします。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。</li> </ul>

②工作物の建設等（「1 松並木沿い地区」の基準を同様に適用）P89 参照

③土地利用の変更（「1 松並木沿い地区」の基準を同様に適用）P89 参照

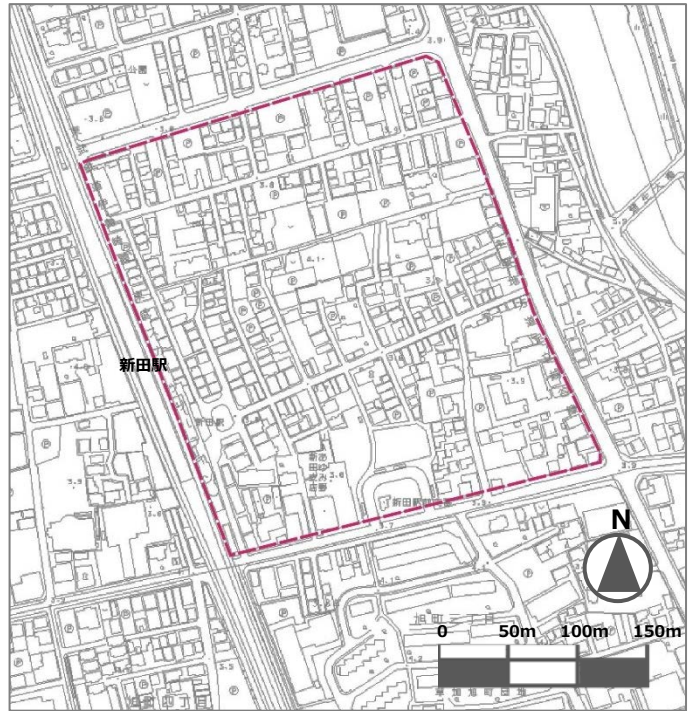


## 4 新田駅東口地区

新田駅東口地区では、新田駅周辺の商業業務地としてのにぎわいの誘導を図りながら、住環境と調和したまちなみ景観づくりをめざします。

### 景観づくりの方針

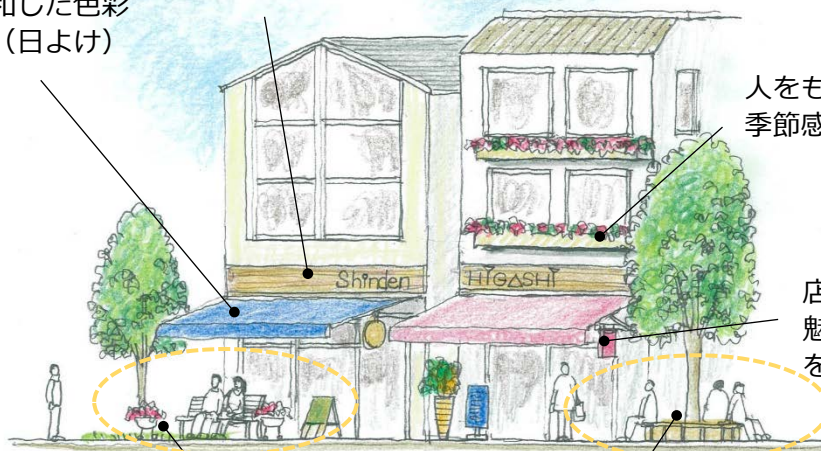
- 道路や駅前広場の整備による良好な景観づくり
- 駅周辺の商業地と住宅地が調和したまちなみ景観づくり
- 駅周辺や新田停車場線沿道を中心とした、もてなしと、にぎわいのあるまちなみ景観づくり
- もてなしのニワと小さな緑、季節や風を感じる環境の整備による景観づくり



区域：新田駅東口地区地区計画区域

まちなみと調和した色彩のオーニング（日よけ）を設置する

木製、木調のフレーム



人をもてなす緑や季節感を与える緑

店舗の個性を活かした魅力的な吊り下げ看板を設置する

壁面と道路の間には、ベンチやプランターを設置するなど、もてなしの演出を行う

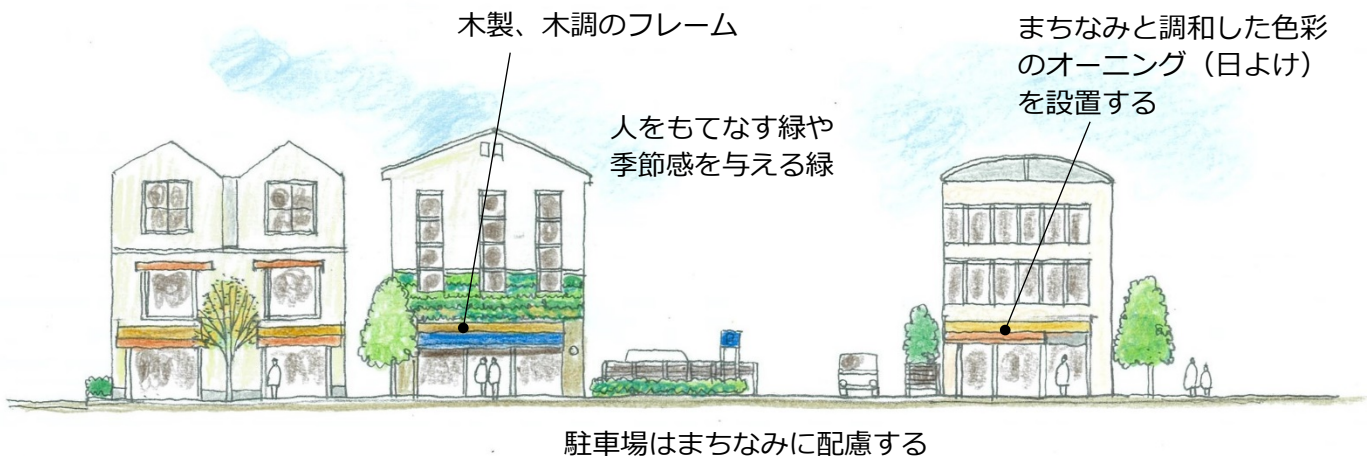
室外機等の設備は、ルーバーなどで修景する



エントランスや外構のしつらえは、歩道と調和したデザインとし、通りに面して、もてなしのニワを設ける

①建築物の建築等

	項目	景観形成基準
形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。</li> <li>• にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。</li> <li>• 間口の大きな建築物は、デザインや色彩によって分節化し、単調さや圧迫感を軽減するよう配慮します。</li> <li>• 5階建て以上の建築物は、通りへの圧迫感、まちなみの連続性に配慮し、低層部と中高層部のデザインに変化を付け、壁面の位置については、高層部を低層部よりも後退させるよう配慮します。</li> <li>• 新田停車場線と駅前広場の角地に建つ建築物は、玄関口にふさわしい街角を印象付けるよう配慮します。</li> <li>• 建築物の通りに面する開口部はできるだけ大きく確保し、開放的な意匠になるよう配慮します。</li> <li>• 建築物の外壁の1階と2階の間に木のフレームを設置するよう配慮します。</li> <li>• 外壁の木のフレームの下部にはオーニング（日除け）を設置し、外観にアクセントを付け、にぎわいやもてなしの演出をするように配慮します。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物本体と調和するよう形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	ベランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。</li> <li>• 屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 風土と調和した色彩を使用するよう配慮します。企業のCIカラーについても、風土と調和した色彩に調節するよう配慮します。</li> <li>• 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> <li>• 建築物の中高層部分は、低彩度とするよう配慮します。</li> <li>• 屋根の色彩は、外壁と調和するよう配慮します。</li> </ul>



項目		景観形成基準
配置	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。</li> <li>• 通りに面する建築物の壁面の位置は、通りから1m以上後退させ、周囲の建築物に合わせるよう配慮します。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。</li> <li>• 小さな緑、季節や風を感じる環境の整備に配慮します。</li> <li>• 敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。</li> <li>• 周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。</li> </ul>
その他	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。</li> <li>• 暖色系の照明を用いるよう配慮します。</li> <li>• 建築物やショーウィンドウのライトアップ、足元を照らす屋外照明の設置に配慮します。</li> </ul>
	塀・柵・擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。</li> </ul>
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>• 建築物に附属する駐車場は、建築物の中に取り込むか、植栽などでまちなみに配慮します。</li> <li>• 駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をしたりすることにより景観に配慮します。</li> </ul>
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>• 設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。</li> <li>• 点滅する広告物やネオン管を露出する広告物は設置しないよう配慮します。</li> <li>• 商店には、店舗の個性を活かした吊り下げ看板を設置するように配慮します。</li> </ul>
	店先のしつらえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通りに面して、人を招き入れ、まちに回遊性を生み出すための空間である「もてなしの二ワ」※を設けるように配慮します。</li> <li>• エントランスや外構のしつらえは、歩道と調和したデザインとするように配慮します。</li> <li>• 店舗の入口はバリアフリー化に配慮します。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみに配慮した設置場所やデザインになるよう配慮します。</li> </ul>

※「もてなしの二ワ」：行き交う人々が交流でき、憩うことのできる、通りに面して、人を招き入れ、まちに回遊性を生み出すための空間

②分譲住宅の新築（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P88 参照

③工作物の建設等（「1 松並木沿い地区」の基準を同様に適用）P89 参照

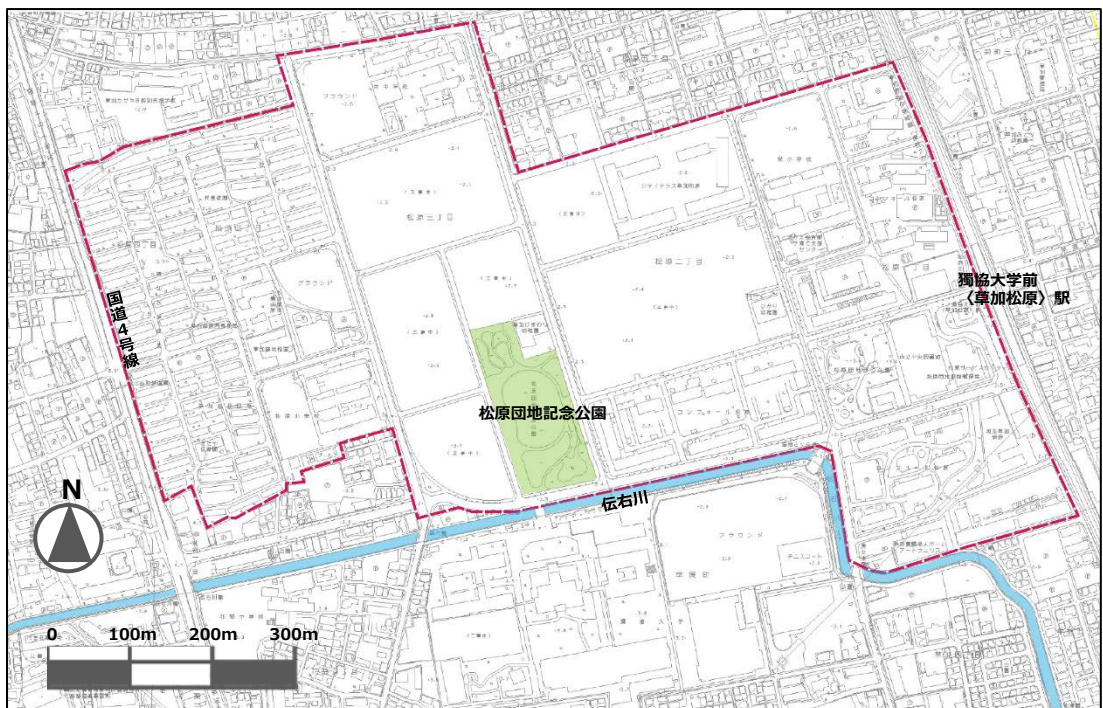
④土地利用の変更（「1 松並木沿い地区」の基準を同様に適用）P89 参照

## 5 獨協大学前〈草加松原〉駅西側地区

獨協大学前〈草加松原〉駅西側地区では、大規模な土地利用の更新に伴う、ゆとりのある建築物の配置や色彩などの誘導、オープンスペースの確保とともに、地区の骨格となる道路及び公園等の整備により、秩序ある良好なまちなみ景観をつくり出していきます。

### 景観づくりの方針

- 地区の骨格となる道路、公園、緑道や子育て施設などによる良好な景観づくり
- みどりと調和する住宅による、落ち着いたあるまちなみ景観づくり
- 国道4号沿道における、商業施設とみどりが調和した秩序のあるまちなみ景観づくり
- 多様なみどりとオープンスペースが連続した、歩いて楽しく、うるおいのある景観づくり



区域：松原団地駅西側地区地区計画区域

### ①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。</li> <li>・にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。</li> <li>・通りに面して長大な壁面が生じる場合は、圧迫感を与えない形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。</li> </ul>
	ベランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。</li> </ul>

項目		景観形成基準
形態・意匠	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。</li> <li>屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のCIカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。</li> <li>色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。</li> <li>建築物の中高層部分は、低彩度とするように配慮します。</li> </ul>
配置	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。</li> <li>通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。</li> <li>国道4号線に面する部分は、道路から後退するように配慮します。</li> </ul>
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。</li> <li>国道4号に面する部分は、積極的に緑化を行うように配慮します。</li> <li>敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。</li> <li>周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。</li> <li>夜間照明を工夫し、印象的な夜間の景観づくりに配慮します。</li> </ul>
	塀・柵・擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。</li> </ul>

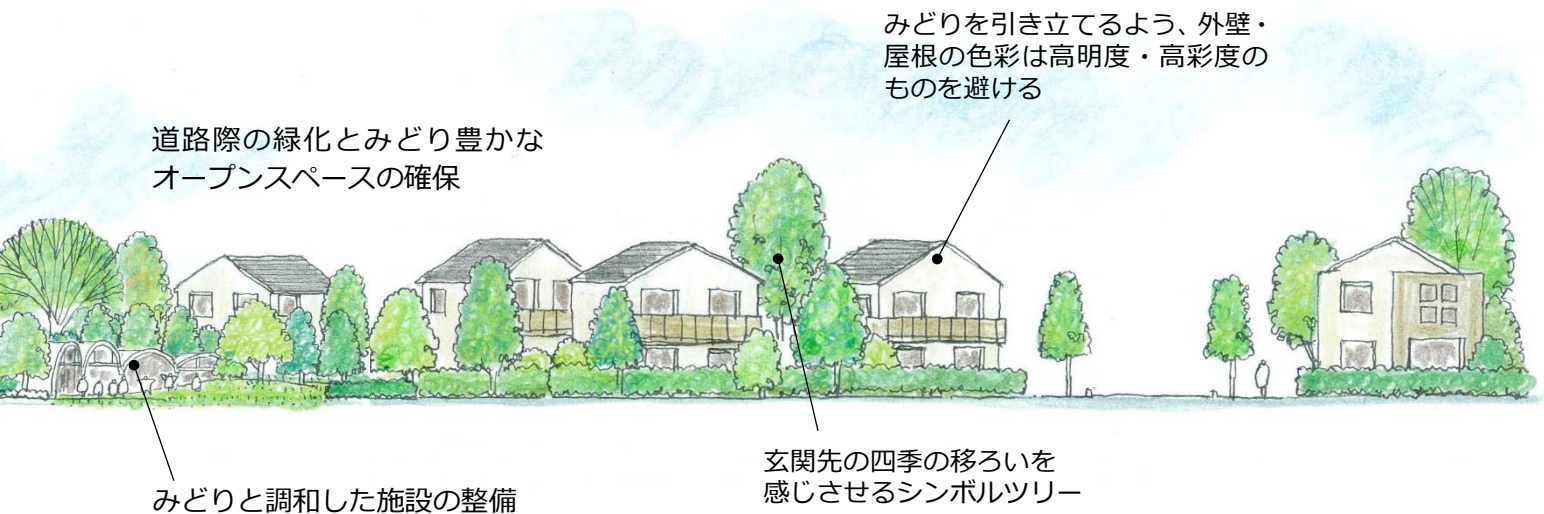


項目		景観形成基準
その他	附属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>・駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。</li> <li>・駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をしたりすることにより景観に配慮します。</li> </ul>
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>・設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。</li> <li>・設置方法、設置個数、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。</li> <li>・周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は付属させないように配慮します。</li> </ul>
	店先のしつらえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。</li> <li>・商店街等のまちなみと調和するような、ベンチ、プランターの設置等、店先のおもてなしの表情づくりを行うように配慮します。</li> <li>・シースルーシャッター、ガラスウィンドウを用いる等、にぎわいを創出する工夫をするように配慮します。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。</li> </ul>

②分譲住宅の新築（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ） P88 参照

③工作物の建設等（「1 松並木沿い地区」の基準を同様に適用） P89 参照

④土地利用の変更（「1 松並木沿い地区」の基準を同様に適用） P89 参照



### (3) 色彩基準

景観重点地区における色彩基準の適用の考え方は、一般地区と同様とします。

### (4) 勧告基準・変更命令基準

景観重点地区において、勧告を行うことのできる対象行為及びその基準、また、変更命令を行うことのできる対象行為及び基準を次のとおり定めます。

#### 大規模届出行為対象行為

<b>勧告基準</b>	色彩基準に適合しないもの及び点滅する光源が形成する面積の合計が各立面面積の3分の1を超えるもの	
<b>変更命令基準</b>	分譲住宅の新築、 土地利用の変更を 除く届出対象行為	色彩基準に適合しないもの及び点滅する光源が形成する面積の合計が各立面面積の3分の1を超えるもの
	分譲住宅の新築	建築物の各壁面の3分の1を超える範囲で使用される色彩がP79の基準値（使用可能な色彩の範囲）に適合しないもの（色彩基準のカラーチャートに掲げられている草加市の風土色を除く）

#### 小規模届出対象行為

<b>勧告基準</b>	建築物の各壁面の3分の1を超える範囲で使用される色彩がP79の基準値（使用可能な色彩の範囲）に適合しないもの（色彩基準のカラーチャートに掲げられている草加市の風土色を除く）
<b>変更命令基準</b>	

# 第4章 景観法に基づくその他の方針等

## 1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

「景観重要建造物」「景観重要樹木」とは、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全、継承するために、重要な建築物、工作物、樹木を景観計画に基づき指定するものです。

景観重要建造物や景観重要樹木として指定を受けることによって、所有者は適切な管理をすることが求められ、建造物であれば増改築、移転、除却、修繕に際して、樹木であれば、伐採や移植に際して、市長の許可を受けることが必要となります。

### (1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

良好な景観づくりのために重要な建造物・樹木を、以下の方針に基づくとともに、景観審議会の意見を聴いた上で指定します。

#### ■ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物の指定の方針	景観重要樹木の指定の方針
① 建造物の外観が「水とみどりに囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいた風景づくり」にふさわしい景観上の特徴を有し、周辺を含め良好な景観づくりに重要なものであるもの（敷地や建造物周辺の敷地内の工作物等も含む）	① 樹木の外観が「水とみどりに囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいた風景づくり」にふさわしい景観上の特徴を有し、周辺を含め良好な景観づくりに重要であるもの（敷地や樹木周辺の敷地内の工作物等も含む）
② 必ずしも歴史的な建造物に限らず、外観の保全が可能で景観上重要であるもの	② 道路など、公共の場所から樹木のおおむねの姿が容易に見えるもの
③ 道路など、公共の場所から外観のおおむねの姿が容易に見えるもの	③ 当該樹木の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるもの
④ 当該建造物の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるもの	

### (2) 景観重要建造物・景観重要樹木の保全・活用の方針

指定した景観重要建造物・景観重要樹木は、以下の方針に基づき、適切に保全するとともに、活用に努めるものとします。

#### ■ 景観重要建造物・景観重要樹木の保全・活用の方針

- 景観重要建造物・景観重要樹木について、所有者は、適切な維持管理に努めます。市は維持管理について支援に努めます。
- 景観重要建造物・景観重要樹木について、積極的に周知を図ります。
- 景観重要建造物・景観重要樹木を活かし、周辺の景観づくりに役立てます。

## 2 景観重要公共施設の整備等に関する事項

道路、都市公園、河川などの公共施設は、良好な景観づくりのために、核となる施設です。このような施設のうち景観法で定める公共施設を「景観重要公共施設」として位置付け、整備や管理の方針を定めます。

### (1) 整備に関する事項

次の施設を景観重要公共施設に位置付け、それぞれの「整備に関する事項」に沿って整備を進めます。また、葛西用水は景観法で定める公共施設に該当しませんが、景観上重要な施設であるため、準ずる施設として位置付けます。

#### ■ 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設	整備に関する事項
<b>旧日光街道</b> (市道 2036 号線・市道 2079 号線・市道 2078 号線・市道 2029 号線)	かつて宿場のあった旧町の歴史を伝え、まちの楽しさやにぎわいを感じることもできる、今様・草加宿地区のシンボルストリートをめざし、道路施設、路面舗装などは、沿道の建築物との調和に配慮し、まちなみとして一体感のある道路整備を進めます。
<b>草加松原公園</b> (市道 9001 号線) <b>札幌河岸公園</b>	草加市の代表的な景観資源であり、旧日光街道の名所としての面影を残す松並木や公園内の設備について、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画に基づき、適切な維持管理を進めるとともに、活用を図るための施設整備を進めます。
<b>まつばら綾瀬川公園</b> <b>ハープ橋</b> (市道 20732 号線)	松並木や綾瀬川への眺望に配慮し、また広がりのある空間を大切にしたい整備を進めます。
<b>産業団地地区内公園</b>	緑の多い魅力的な周辺環境に配慮した産業団地にふさわしい、緑豊かで良好な環境を形成する公園の整備を進めます。
<b>松原記念公園</b> <b>緑のプロムナード</b> (市道 11612 号線)	公共空間の充実や、緑のネットワークの形成、災害時の一時避難場所確保に加えて、ゆとりがあり魅力あるまちなみ景観を形成するよう、松原記念公園と緑のプロムナードの整備を進めます。
<b>伝右川</b>	伝右川を軸として、回遊性向上や親水化を図り、身近な健康づくりや交流の場、外から人を呼び込むにぎわい交流の場を創出するよう伝右川の護岸整備を進めます。



旧日光街道



草加松原公園

■景観重要公共施設に準じる施設の整備に関する事項

施設	整備に関する事項
葛西用水	農業用水として長年機能してきた歴史を守り、水とみどりや花を活かした、親しみのある水辺景観づくりをめざし、桜並木の維持・更新と、橋りょうや親水施設、護岸、路面舗装などは、周辺のまちなみとの調和に配慮した整備を進めます。



葛西用水



札幌河岸公園



まつばら綾瀬川公園

(2) 占用の許可の基準

景観重要公共施設及び景観重要公共施設に準じる施設内において、建築物、工作物等の占用許可の基準は、以下のとおりとします。

■景観重要公共施設等の占用許可の基準

	占用の許可の基準
各施設共通	建築物や案内サイン・モニュメント等の工作物を設置する際は、眺望の妨げとならない配置、規模や形態意匠、色彩に十分配慮します。

なお、次の項目に該当する場合は適用除外とします。

- ア) 法令で定められているもの
- イ) 安全上または緊急上やむを得ないもの
- ウ) 公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、本計画の策定時点で現に存するもの
- エ) 本計画の策定時点で現に占用許可等を受けて存するもの
- オ) その他草加市長が認めるもの

### 3 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項

屋外広告物は、まちの景観に大きな影響を与える要素の一つです。しかし、派手な色彩の使用や無秩序な設置により、良好な景観を大きく阻害することになることから、景観に配慮した表示・掲出が求められます。

このため、埼玉県屋外広告物条例を適切に運用するとともに、建築物と一体的に整備される屋外広告物については、景観形成基準により誘導を行っていきます。

また、地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制を行うため、今後は、埼玉県屋外広告物条例に基づく景観形成型広告物整備地区の指定などを検討するほか、草加市独自の屋外広告物条例の制定について検討するものとします。

#### ■屋外広告物の景観形成基準（一般地区）

地区・ゾーン	景観形成基準
一般地区（共通）	<ul style="list-style-type: none"><li>建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li></ul>
商業・工業のある景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものにならないように配慮します。</li><li>周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は付属させないように配慮します。</li></ul>

## ■屋外広告物の景観形成基準（景観重点地区）

地区	景観形成基準
松並木沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。</li> <li>設置方法、設置個数、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。</li> <li>周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は付属させないように配慮します。</li> </ul>
旧道沿い地区	
獨協大学前〈草加松原〉 駅西側地区	
草加柿木産業団地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。</li> <li>設置方法、設置個数、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。</li> <li>周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は付属させないように配慮します。</li> <li>表示内容は企業名、ロゴマーク等にとどめることをめざします。</li> <li>表示内容や広告の大きさ、デザインの統一をめざします。</li> </ul>

地区	景観形成基準
新田駅東口地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。</li> <li>設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。</li> <li>点滅する広告物やネオン管を露出する広告物は設置しないよう配慮します。</li> <li>商店には、店舗の個性を活かした吊り下げ看板を設置するように配慮します。</li> </ul>

# 第5章 景観づくり行動計画

景観計画を推進していくために、市民・事業者・市の推進体制を位置付けるとともに、それぞれの個別の取組内容を行動計画として示します。

行動計画は、市が行っていくこと、「にぎわい交流エリア」において市民・事業者・市が協働して行っていくこと、そして、市民や事業者の皆様に取り組んでいただけることの、3つに分けて定めます。

## 1 景観づくりの推進に向けて

景観づくりを推進していくための、市民・事業者・市の役割を次のような行動指針として定めます。

### 景観づくりの行動指針

市民、事業者、市が、景観はまちの資産であり、それぞれが景観づくりの主体であるとの意識を共有し、三者の協働の下、「活かす」、「守る」、「創る」をキーワードとして、草加の特性を活かした景観づくりに取り組んでいきます。

#### (1) 景観づくりの主体の役割

##### ①市民の役割

市民は、上記の行動指針を基本理念として、自らが景観づくりの主体であることを認識し、良好な景観に対する意識を深めるとともに、身近な場所から良好な景観づくりを推進するよう努めるものとします。

また市民は、市が行う景観づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

##### ②事業者の役割

事業者は、上記の行動指針を基本理念として、自らが景観づくりの主体であることを認識し、良好な景観に対する意識を深めるとともに、自らの施設と事業活動が景観の重要な構成要素であることを認識し、地域の景観づくりに積極的に貢献するよう努めるものとします。

また事業者は、市が行う景観づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、景観法・草加市景観条例、埼玉県屋外広告物条例などの良好な景観づくりに資する法令及び条例を遵守するものとします。

### ③市の役割

市は、上記の行動指針を基本理念として、草加市の特性を活かした景観づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、市民及び事業者に対する景観づくりに関する知識の普及及び啓発を図るとともに、市民及び事業者の自主的な景観づくりに対する支援を積極的に行います。

さらに、道路、公園その他の公共施設の整備に当たっては、景観づくりにおける市の先導的な役割を十分認識し、規範となる整備を積極的に進めていきます。

これらの景観づくりの施策の実施に当たっては、市民及び事業者への必要な情報提供を行うとともに、市民及び事業者から意見を聴き、その意見を反映させるよう努めます。

## (2) 景観づくりの推進体制

### ①景観審議会

景観行政に関わる重要な事項等の調査審議は景観審議会で行います。

また、届出のうち景観上大きな影響があると思われるものに対する指導については、客観的かつ専門的な視点から景観審議会において審査します。

### ②関係機関との調整及び連携

景観づくりは、行政が率先して進めていく必要があります。そのため、公共事業の実施、公共施設の建築、景観に関係した施策の実施など、行政が行う様々なまちづくり事業や施策において、景観づくりの視点に立って、その内容を検討します。

景観づくりを総合的かつ横断的に推進するため、各事業や施策を実施する市内の各部課との調整及び連携を図るほか、国、県、その他インフラ管理者に対して、景観づくりへの協力を要請するものとします。

## 2 行政が取り組む景観づくり

### (1) 良好な景観の誘導

本計画に定める方針に基づき良好な景観づくりを進めていくために、市内で行われる開発行為や建築行為に際して、市民、事業者の方と協議を行い、必要に応じて助言、指導を行っていきます。また、景観法に定める各種制度を活用して、市民、事業者の方と連携しながら、良好な景観づくりを図っていきます。

#### ①届出制度による誘導

良好なまちなみ景観づくりのために、建築物などの建築の際には届出を求め、色彩基準などの景観形成基準に適合しているかの審査を通して、まちなみが美しく个性的であるとともに、周辺と調和したまちなみになるよう誘導していきます。

#### ②開発条例による緑化の誘導

開発行為などの際に、「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、良好なみどりを保全・創出するよう誘導していきます。

#### ③屋外広告物条例による誘導

屋外広告物の設置の際は、埼玉県屋外広告物条例に基づく許可を通して良好なまちなみ景観づくりを誘導します。また、草加市の地域特性に合わせた許可基準を持つ市独自の屋外広告物条例の制定をめざします。

#### ④制度の活用による誘導

##### ●景観重要建造物・景観重要樹木の指定

本計画で位置付けた方針に基づき、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を進めます。

##### ●景観重要公共施設

本計画で位置付けた方針に基づき、景観重要公共施設の指定を進めます。

##### ●景観協議会

景観重点地区の景観づくりや景観重要公共施設を主体とした景観づくりなどを効果的に推進するために、国や県とともに、市民や団体、事業者との連携を強化し、景観法に基づく景観協議会の設立を検討します。

##### ●景観整備機構

市民の景観づくりの取り組みを支援するなど、継続的に景観づくりを推進していくため、景観の保全・整備・支援に関して一定の業務を適正かつ確実に行うことのできる一般社団法人・一般財団法人・NPO 法人を景観整備機構として指定します。

## ● 景観協定の締結

景観協定は、景観法に基づき良好な景観を保全・創出するために、一定区域内の土地所有者等の全員合意により、その区域における建築物、緑化、工作物、広告物、青空駐車場などの景観に関する様々なルールを協定として締結するものです。市では、景観協定の制度についての普及、啓発を行い、市民や事業者の積極的な活用を支えています。

## ● 地区計画等によるルールづくり

地区計画制度や建築協定制度など、地区の景観づくりに役立つルールづくりを進めます。

## ⑤ 取り組み

## ■ 個別取り組み

取組名称	内容	担当課
届出制度による誘導	草加市景観計画・景観条例に基づく届出制度を活用して、景観づくりを誘導します。	都市計画課
開発条例による緑化の誘導	草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、民有地における身近なみどりを創出し、良好な景観づくりを誘導します。	みどり公園課
屋外広告物条例による誘導	埼玉県屋外広告物条例に基づく許可や違法広告物の指導を行い、景観づくりを誘導します。	都市計画課
景観法の制度の活用による誘導	景観法による各種制度を活用して、景観づくりを誘導します。	都市計画課
屋外広告物条例の制定	市の屋外広告物条例を制定し、地域特性に合った、きめ細やかな誘導を図っていきます。	都市計画課
重点地区での景観づくり	景観重点地区においては、市と関係事業者が十分に協議を行う環境を整え、景観づくりに取り組みます。	都市計画課 新田駅周辺土地 区画整理事務所

## ⑥ 成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね 10 年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況	10年後の目標	担当課
景観の届出のうち受理通知書を出した割合	88.0%	→ 95.0%	都市計画課

## (2) 景観資源の保全と活用

### ① 貴重な景観資源の保全・活用

#### ● 草加松原の松並木の保全・活用

国指定名称「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画に基づき草加松原の保存活用を進め、「草加松原」の江戸時代から人々の保護活動により維持・継承されてきた「松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風致景観」を後世に継承していきます。

#### ● 葛西用水の桜並木の維持・更新

葛西用水の桜並木の維持更新を進めるとともに、葛西用水の魅力を発信するための案内板の設置、散策マップの活用を行います。

#### ● 様々な資源の活用

草加の歴史・文化・伝統に根付く資源や、空き家等の地域に眠る資源を景観資源として発掘し、それらを活用した景観づくりを検討します。



草加松原の松並木



葛西用水の桜並木

### ② みどりの保全・活用

#### ● 公園の整備

公園は地域の重要なみどりの空間であるため、みどりの基本計画に基づき、生活圏に公園・広場が不足している「身近な公園等配置検討地区」において公園の整備を進めます。

#### ● 都市農地の保全

市内に点在する農地は、みどりのオープンスペースとして、景観や環境の面だけでなく、災害時の避難場所としても重要です。農地の地活用促進の取り組みを進めることや、生産緑地の指定や特定生産緑地の指定を推進することにより、保全を図っていきます。

#### ● 保存樹林・保存樹木・保存生垣などの保全

地域を特徴付けるランドマークにもなっている屋敷林や大木などについて、所有者の維持管理を支援することにより保全を図っていきます。

#### ● 自然環境の保全

草加の自然の恵みを次世代に引き継いでいくため、「生物多様性そうか戦略」などに基づいて自然環境の保全を図っていきます。

## ③景観に配慮した公共施設の整備・管理・運営

公共施設の整備に当たっては、周辺の原風景や歴史的、文化的、伝統的な資源に配慮するとともに、地域の先導役となるような施設を整備し、行政が良好な景観づくりを積極的に推進することにより、公共施設を核として良好なまちなみ景観を周辺に広げていきます。

## ■公共施設の景観づくりの方針

公共施設	景観づくりの方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の骨格である幹線道路は、周辺のまちなみを考慮しながら舗装や街路樹の連続性を保つよう整備します。コミュニティ道路は、沿道のまちなみ景観に調和するように整備します。</li> <li>道路の街路樹は、沿道の土地利用等を考慮しながら樹種を選択し、適切な維持管理を行います。</li> <li>電柱やサインなどの歩道占用物に対しては秩序ある設置となるよう配慮するものとし、道路空間の景観を阻害するものについての改善を図ります。また、街灯柱や歩道橋、ガードレールの設置に際しては、色彩に配慮します。</li> <li>無電柱化推進計画に基づき無電柱化を進め、防災だけでなく、快適な歩道空間の確保や、良好な都市景観を創出します。</li> </ul>
河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や水路の整備に当たっては、多自然型の護岸整備や遊歩道、散策路などの歩行者道路の整備を行い、魅力あふれる親水空間として整備します。</li> <li>橋梁は横断機能だけでなく、散策や憩いの場として、または眺望点としての機能を果たすことから、橋詰めの広場等を併せて設け、地域の特徴を活かしたデザインとなるよう配慮することで、地域の個性を高めていくように整備します。</li> </ul>
公園・広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業などの面整備を行う場合は、既存の樹林や樹木を、公園や緑地等の一部として位置付けることにより保全を図っていきます。</li> <li>公園や広場、緑地の整備に当たっては、地域の特徴を活かした個性あふれる場となるように工夫し、また、周辺の緑との一体性に配慮し、緑の空間が周辺に広まっていくよう積極的に緑化します。</li> <li>植栽に当たっては、地域の中心的存在として人々に親しまれる空間となるよう、地域や公園のシンボルとなる樹木を積極的に植樹し、樹木は見通しを確保するなど安全性に配慮しながら、適度なボリュームとなるよう維持管理を行います。</li> </ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の建築に当たっては、景観計画に定める景観形成基準に適合させるとともに、地域の特徴を活かし、地域の自然、歴史、文化等の特徴を建物デザインに取り入れ、地域の良好な景観づくりの先導となるべきモデルとして整備します。外構は積極的に緑化し、周囲に緑を広げていく拠点として整備します。</li> <li>特徴的な景観を形成している建築物の建て替えや増改築、修繕等を行う場合には、従前の外観の特徴を保全するよう配慮します。</li> </ul>

### ●市庁舎の整備と周辺の景観づくり

新しい市庁舎について、かつての宿場町の趣を感じる施設の形態意匠や色彩とし、周辺の景観づくりを先導する整備を進めます。

庁舎周辺の道路の街路灯、ガードレール、路面のデザイン、公共サインについては、デザインの統一を図るなど市庁舎と調和するよう配慮します。

さらに、民間の施設についても、人々が滞留できる空間の確保や、屋外広告物の誘導などにより、庁舎周辺の景観づくりを一体的に進めます。

### ●公共施設景観ガイドラインの策定

公共施設を整備する際の景観づくりの配慮事項や、市が設置する公共サインのデザインなどを整理したガイドラインの策定に努めます。

### ●公共施設の景観づくりを誘導する協議システムの整備

景観に配慮した公共施設の整備に関する庁内の調整を図るための協議システムの整備を検討します。

### ●国・県などと連携した景観づくり

国や県その他インフラ管理者が所管する施設の建築や模様替え、日常の維持管理に当たって、施設管理者に対して市の景観づくりの方向性を順守するよう伝え、連携した景観づくりを進めていきます。

## ④取り組み

### ■個別取り組み

取組名称	内容	担当課
草加松原の保存活用	『国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画』に基づき、草加松原の保存及びにぎわい創出に向けた活用を進めます。	生涯学習課 関係各課
葛西用水の親水化	水辺環境整備事業を推進し、葛西用水の親水化を進めます。	河川課
歴史的資源を活用したまちづくりの推進	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」などを活用し、旧道地区や草加松原地区を始め、本市の歴史的資源（文化財等）を活用したまちづくりや学習機会の提供などを進めます。	都市計画課 生涯学習課
空き家の利活用	使用されていない空き家・空き地・空き店舗を地域の資源として利活用できるよう啓発や支援を行います。	産業振興課 都市計画課
公園等の整備	みどりの基本計画に基づき、身近な公園等配置検討地区などにおいて公園等の整備を進めます。	みどり公園課

<b>都市農業の保全と農地の利活用</b>	都市農業を保全するため、農地の利活用促進に向けた取り組みを行います。また、生産緑地の追加指定や、満期を迎える生産緑地の特定生産緑地への移行を進めます。	都市農業振興課 都市計画課
<b>保存樹林等の保存</b>	草加市みどりの条例に基づき、保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定・保全に取り組みます。	みどり公園課
<b>生物多様性の保全</b>	生物多様性の保全を推進します。	環境課
<b>ビオトープ等の保護</b>	自然観察ができる場として、ビオトープやバードサンクチュアリ等を保護します。	環境課 指導課
<b>市街化調整区域の土地利用の検討</b>	市街化調整区域の自然環境や農業環境の維持・保全、都市的土地利用を踏まえた全体の土地利用について検討します。	産業振興課 都市農業振興課 環境課 都市計画課
<b>景観に配慮した道路・水路の整備</b>	景観計画に定める「公共施設の景観づくり方針」に沿った整備を進めます。	河川課 道路整備課
<b>景観に配慮した公共施設の整備</b>	景観計画に定める「公共施設の景観づくり方針」に沿った整備を進めます。	公共建築課
<b>公共施設の緑化の保全・整備</b>	みどりの基本計画及び草加市みどりの条例に基づき、公共施設の緑化の保全と整備に取り組みます。	みどり公園課
<b>公共施設景観ガイドラインの策定</b>	公共施設の景観ガイドライン策定と庁内での協議制度の確立を進めます。	都市計画課

## ⑤ 成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね 10 年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況	10年後の目標	担当課
特定生産緑地への移行割合	7.7%	→ 80.0%	都市計画課

### (3) 景観づくりに関する意識の醸成

市民、事業者それぞれが、身近なところから景観づくりに取り組むことにより、生活にうるおいを与える良好な景観が創られていきます。このため市は、市民、事業者に対して良好な景観づくりについての普及、啓発を行い、また市民が自主的に景観づくりに取り組めるような環境を整備していきます。

#### ①景観づくりに関する啓発活動

景観づくりの重要性や市の景観づくりの方向性や取り組みを、市の出前講座やパンフレットの配布などを通して積極的に啓発します。また、事業者の方に対しても、ガイドブックやチラシなどを用いて、景観づくりの方向性や届出制度の仕組みなどについて周知し啓発を図ります。

#### ②景観資源に関する情報発信

草加の魅力ある景観や景観づくりに関する情報について、多様な媒体を用いて発信する取り組みを積極的に行います。

#### ③景観づくりを学ぶ機会の確保

##### ●景観ワークショップなどの開催

景観づくりに関する意識を醸成していくために、ワークショップやシンポジウムなどのまちなみ景観を学ぶ機会のイベントの開催に努めます。

##### ●景観学習の推進

子どもの景観に対する意識を醸成するために、学校教育との連携を図り、小・中学生に対する景観学習の活動を推進します。


##### ●公募の実施

写真展や絵画展など、景観への意識を高める公募を実施します。

#### ④表彰制度の実施


##### ●景観賞表彰事業の実施

優れた景観づくりに貢献している建造物や市民の活動を表彰することにより、景観に対する市民意識の高揚や良好な景観づくりに向けた市民のまちづくり活動の促進を図っていきます。



写真

葛西用水の桜並木



写真

葛西用水の桜並木

⑤ 取り組み

■ 個別取り組み

取組名称	内容	担当課
景観づくりに関する啓発活動	パンフレット等を活用して、主に事業者に対して、良好な景観づくりに関する意識啓発、情報発信を行います。	都市計画課
景観づくりの出前講座の開催	出前講座を活用して、地域の方に対して市の景観づくりの取組や良好な景観づくりに向けた活動について情報提供します。	都市計画課
違反広告物への意識啓発	違反広告物への意識啓発を図るとともに、市民等と協働して簡易除却を実施します。	くらし安全課 都市計画課 維持補修課
都市と農地が調和したまちなみ景観の意識啓発	農地とまちなみ景観が調和するような景観づくりに向けて意識啓発を進めます。	都市農業振興課 都市計画課
景観資源に関する情報発信	広報紙や市ホームページ等を通して、市内の景観資源を情報発信します。	広報課
ワークショップ等の実施	コミュニティプランの策定など地区ごとのまちづくりの場を活用し、良好な景観への意識啓発に取り組みます。	都市計画課
「みどり」を学ぶ場の充実	「みどり」を学び、体験する機会の充実を図り、自主的な景観づくりの意識を醸成します。	みどり公園課
景観学習の推進	学校教育を通して、良好な景観について学習する場を提供します。	指導課
河川愛護キャンペーンの実施	市民が撮影した写真を展示し、良好な河川の景観を守る意識を啓発します。	河川課
風土の色のカラーネームの公募	風土の色各色のカラーネームの公募を行い、草加の風土への愛着を養い、良好な景観づくりへの意識を高めます。	都市計画課
景観賞の実施	優れた建築物や良好な景観づくりに携わる方々を表彰することで良好な景観への意識の高揚を図ります。	都市計画課

⑥ 成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね 10 年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況	10年後の目標	担当課
景観賞の表彰件数	0件	→ 50件	都市計画課

## (4) 市民・事業者の景観づくりの支援

景観は市民の生活に密着したものであり、市民が自らの住む地域に対する愛着や誇りを大切にしながら景観づくりを進めることが大切です。このため、景観づくりは市だけでなく、地区に住む方々が自ら関わりながら、また、景観計画に定める内容よりも地区特性に応じたよりきめ細かいルールをつくっていくことが必要です。市ではこうした景観づくりに取り組む市民や事業者の方を、景観条例に基づく規定や、さまざまな助成制度を活用して支援します。

### ①地区の景観に関するルールづくりの支援

#### ●地区景観づくり協議会の認定・支援

景観づくりに向けた活動に積極的に取り組んでいる市民団体を草加市景観条例に基づく「地区景観づくり協議会」として認定し、アドバイザーを派遣するとともに、活動や運営に要する費用を助成するなど支援します。

#### ●景観づくり地区の指定

住民による地区の景観づくりを進める地区を草加市景観条例に基づく「景観づくり地区」に指定します。また、地区の景観づくりのルールの策定に向けた活動を助成し、景観に関する地区独自の指針づくりを支援します。

#### ●地区指針の作成

地区景観づくり協議会が景観づくり地区の指定を受けると、その地区における建築物や工作物の配置や規模、形態意匠、色彩などについてのルールを「地区指針」として作成することができます。また、その地区指針に基づいて地区の良好な景観づくりが進められている場合には、市は地区指針の内容を景観計画に反映します。

### ②助成等の支援制度の運用と拡充

#### ●各種助成制度による支援

##### 1. 地区景観づくり推進市民助成金

地区のまちなみ景観ルールを定めている地区で、良好な景観づくりを推進する市民を支援するため、そのルールに基づいた建築行為に係る費用などに対して助成・支援を行います。

##### 2. 地区まちづくり協議会助成金

「地区景観づくり協議会」として認定した団体に対して、良好な景観まちづくりを推進するための調査、研究活動、学習活動に対して助成・支援を行います。

##### 3. ふるさとまちづくり応援基金

草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づき、住み良いまちづくりをめざす市民の主体的な活動を応援するため、基金を活用し、取組に対して助成を行い、支援します。

##### 4. 緑化推進団体等助成金

市民の良好な景観づくりを支援するために、生垣や壁面緑化などの補助を始め、活動に要する費用を助成するなどの支援を行うことで、良好な景観の創出を図っていきます。

## ●その他の団体の支援

花いっぱい運動や清掃活動など、地域の景観の向上に資する活動を行っている団体に対し、支援に努めます。

## ③地区単位の景観づくりの推進

## ●景観重点地区の追加

まちづくりの進展に合わせ、必要に応じて、市民、事業者とともに重点的に景観づくりを推進していく地区を重点地区として位置付け、良好なまちなみ景観を作り出していきます。

## ●コミュニティプランとの連携

市内10のコミュニティブロックごとで進めているまちづくりと連携した景観づくりを進めます。地区にお住まいの方が集まって地域課題などについて話し合う場として地区別懇談会を用意するとともに、地区の方とともにまちの将来像を考え、協働で景観づくりを進めていきます。また、景観づくりの目標や取組は、地区のまちづくりの計画であるコミュニティプランに位置付け、まちづくりと一体となった景観づくりを進めていきます。

## ④取り組み

## ■個別取り組み

取組名称	内容	担当課
景観づくりに取り組む地区を支援	景観づくりに積極的に取り組む地区を景観条例に基づく地区景観づくり協議会として認定し支援します。	都市計画課
	コミュニティプランの策定に伴う懇談会等を通じて、地区の方が景観について話し合う場、景観をきっかけに活動を開始する場を用意し、地区ごとの景観まちづくりを支援します。	都市計画課
景観づくりを進める団体を支援	地区景観づくり協議会に対して、景観づくりのビジョン作成や取組に対して助成します。	都市計画課
	景観づくりに取り組む市民団体をふるさとまちづくり応援基金で助成します。	みんなでまちづくり課
緑化を推進する団体を支援	緑化活動への協力や緑化事業補助金の活用等により、みどりのまちづくりを進める市民団体を支援します。	みどり公園課
身近なみどりを見守る団体を支援	都市公園等管理者制度を活用し、公園等の身近なみどりの保全に取り組む市民団体を支援します。	みどり公園課

<b>まちなか緑化活動を支援</b>	屋上緑化やみどりのカーテンを促進するため、ゴーヤの苗を配布します。	環境課
<b>景観に配慮した店舗を支援</b>	景観に配慮し、優れた景観を形づくっている店舗などを募集し、景観優良店舗としてホームページ等で紹介します。	都市計画課
<b>屋外広告物を活用した景観づくりを支援</b>	地区で統一したサインの作成や、エリアマネジメント広告の実施など、屋外広告物を活用した地域の個性的な景観づくりを支援します。	産業振興課 都市計画課

### ⑤成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね 10 年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況	10 年後の目標	担当課
コミュニティプラン作成地区数	2 地区	→ 10 地区	都市計画課

### 3 にぎわい交流エリアの協働による景観づくり

景観資源は保全するだけでなく上手に活用することが大事であり、また、建築物や工作物といったハードだけでなく、活気のあるまちの風景そのものも重要な景観であることから、都市計画マスタープランで「にぎわい交流エリア」として位置付けた区域では、景観重点地区である松並木沿い地区及び旧道沿い地区の景観づくりの推進を中心として様々な施策を推進し、草加らしいにぎわいと交流の創出を図ります。

地域の公共空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換し、官民で連携しながら、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成します。これにより、地域消費の拡大、観光客の増加、健康寿命の増進など様々な地域課題を解決しながら、新たな価値を創造し、内外の多様な人材を引き付ける魅力的なまちをつくります。

そのために、公共空間を活用することや官民のチカラを活用すること、また、関係者が集まれる場を作り、地区のマネジメントを担う組織の設立をめざします。

今後、地域の市民や団体が主体となった活動が成熟化した際に、景観法に基づく景観地区や景観条例に基づく景観づくり地区の指定を検討していきます。

#### (1) にぎわい交流のため、イベントを開催する

にぎわい交流のために、市民や市民団体、事業者、獨協大学などと連携しながら、草加松原、綾瀬川公園、旧道において既存イベントを充実させ、にぎわいの創出を図ります。また、新たな主体の巻き込みによる多様なイベントを開催します。

- 既存イベントの充実（宿場祭り・草加ふささら祭り・商工会議所祭り・子どもフェスタなど）
- 新たな主体による多様なイベントの開催（まちバル、マルシェ、キッチンカー・朝ヨガ・100円商店街・ファッションショーなど）
- 情報発信と外国籍の方の誘致



草加ふささら祭り



春のこどもフェスタ

#### (2) にぎわい交流のため、公共施設を整備・リニューアルする

にぎわい交流のために、地区内の拠点や骨格となる場所において、地区内の方や訪れた方などが交流できるよう、また、それらを起点のにぎわいの効果が波及するよう、公共施設を整備・リニューアルします。

- 拠点の整備（本庁舎・南側公共用地・草加松原団地・草加駅東口・松原団地駅東口など）
- 骨格の整備（旧町構想路線・旧道モデル事業など）

### (3) にぎわい交流のため、官民連携を進め、民間のチカラを活かす

にぎわい交流のために、民間との連携を進め、民間のチカラを活かします。バルやマルシェ、ヨガなど小さな取り組みから始めて広げていくプレイスメイキングの取り組みを進め、地区内のにぎわいが、次のにぎわいを誘発し、良い効果が波及していくスパイラルアップをめざします。また、地区内の広場や道路などの公共施設の民間活用を進め、にぎわい交流を促進します。

#### ●リノベーションまちづくりの推進

旧日光街道沿いを中心とした旧町地区の既存の空き家・空き店舗、公共資産を有効に活用し、民間事業者などとの連携を図りつつ、リノベーションまちづくりを推進します。

### (4) にぎわい交流のため、地区を統括するエリアマネジメントを推進する

地区のにぎわい交流の取り組みを進めていくため、市民・市民団体・事業者・商店主・大学・不動産会社などが集まるマネジメント組織を設置します。キーパーソンの発掘や、集まれる場の設置に始まり、地区の名称・愛称や地区のビジョンの作成、モデルイベントの開催やアクションプランの作成などのプロセスを経て、地区のマネジメント組織の立ち上げをめざします。

また、地区の屋外広告物のルールや松並木の視点場に配慮した基準の作成も検討します。市ではこれらの活動や取り組みに対する助成制度を用意します。

### (5) 個別取り組み

#### ①にぎわい交流のため、イベントを開催する

取組名称	内容	担当課	連携主体
まつばら綾瀬川公園でのイベントを実施	商工会議所まつりなど、まつばら綾瀬川公園でのイベントを実施します。	みんなでまちづくり課	市民 市民団体 飲食店主
草加松原でのイベントを実施	ふささら祭りや朝顔市、国際ハーブフェスティバルのほか、和舟や「漸草庵 百代の過客」を活用したイベントなど、草加松原でイベントを実施します。	みんなでまちづくり課 文化観光課	市民 市民団体 飲食店主
旧道でのイベントを実施	宿場祭りなど、旧道でのイベントを実施します。	みんなでまちづくり課 文化観光課	市民 市民団体 飲食店主
新たな主体によるイベントの企画	道路や公園、空き地や空き店舗などの空間資源を活用することや、マルシェやバルイベントなどの小規模なイベントから始めることも含め、新たな主体による新規のイベントを企画します。	産業振興課	飲食店主
外国人観光客の誘致	草加まち歩きマップや観光案内板などの多言語化の推進や、多言語での情報発信や紹介、無料 Wifi の設置などにより、外国人観光客の受入の取り組みを進めます。	文化観光課	—
イベントの情報発信	広報紙や市ホームページを通して、イベントの情報発信を行います。	広報課	—

## ②にぎわい交流のため公共施設を整備・リニューアルする

取組名称	内容	担当課	連携主体
本庁舎建て替えと周辺のまちづくり	新しい市庁舎を地域のランドマークとなるよう、宿場町の趣を感じる形態意匠や色彩で整備します。	庁舎建設室	—
	公共サイン・路面デザイン等の統一や、人が滞留できる民間施設の誘導などにより、庁舎周辺の景観づくりとにぎわいづくりを一体的に進め、草加駅から庁舎までの一帯エリアを居心地よく歩ける空間として整備することをめざします。	産業振興課 交通対策課 都市計画課	地域商店会
草加駅東口リニューアル	草加駅東口リニューアルに当たっては、本市の顔となるように旧町地区の歴史的まちなみに調和した色彩やデザインとするとともに、駅前のにぎわいの創出につながるような整備に取り組みます。	産業振興課 都市計画課 道路整備課	地域商店会
獨協大学前駅東口整備	獨協大学前駅東口は草加松原の玄関口としての機能を有するため、駅利用者等にとっての利便性の向上及び景観に配慮した整備の検討を行い、東武鉄道との協議を進めます。	都市計画課 道路整備課	東武鉄道
草加松原団地建て替えに伴うまちづくり	景観重点地区である草加松原団地の建て替えに伴い、地区の多世代交流とにぎわいづくりをめざし、地区計画等により秩序あるまちなみの形成や、公園・緑地等の整備により、良好なまちなみ景観の創出に取り組みます。	都市計画課	UR 都市機構
旧道モデル事業	地区の南北を通る主要な交通であり、また宿場町の趣を残す旧道の一部区間を、地区のにぎわい交流のために整備します。	都市計画課 道路整備課	地域商店会
草加駅東口街路網B～C路線の見直し	平成元年（1989年）からの構想路線としての位置付け後、時代の変化に伴い各路線の必要性も変化したことから、モデル事業区間の効果も検証しながら、地域の活性化、安全性の向上、財政負担などの観点から、今後のあり方を検討します。	都市計画課	地域商店会
南側公共用地の土地利用	「まつばら綾瀬川公園周辺エリア活用方針」において、総合的な観点からにぎわい交流に資する土地利用について検討します。	総合政策課	—
自転車通行空間の整備	「草加市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車が安全で快適に通行できる空間の整備を推進することで、自転車を活用したにぎわいの創出を図ります。	交通対策課	—
観光案内板の整備	景観に配慮したユニバーサルサインの設置を進めます。	文化観光課	—

### ③にぎわい交流のため官民連携を進め、民間の力を活かす

取組名称	内容	担当課	連携主体
リノベーションまちづくり	リノベーションまちづくりの推進による新たなコンテンツの創出によるにぎわいの創出を進めます	産業振興課	不動産所有者
伝右川のかわまちづくり	伝右川を軸として、回遊性向上や親水化を図り、身近な健康づくりや交流の場、外から人を呼び込むにぎわい交流の場の創出を図ることで、都市環境の向上を図ります。また、整備された空間は官民連携での管理運営をめざします。	都市計画課	県・地域・大学・市民団体
草加松原団地の近隣商業施設の整備	景観重点地区である草加松原団地における近隣商業施設の整備では、地域との連携・交流や文化・教育の発信によるにぎわいのある景観づくりに取り組みます。	都市計画課	権利者・UR都市機構・大学・商店会
都市再生推進法人との連携	地域のまちづくりを担う団体を都市再生推進法人として認定し、連携してにぎわいづくりに取り組みます。	産業振興課 都市計画課	民間事業者
都市農地を活用した拠点づくり	市民農園・体験農園や農家レストランなど、都市農地を活用した拠点づくりを支援し、地域のにぎわい交流を創出します。	都市農業振興課	農業者
公共空間の利活用	にぎわい創出のため、公園や道路を一時的にイベント等で活用できるよう検討を進めます。また、公共空間や、空き店舗・空き家等の民間不動産などの様々な空間資源を積極的に発掘し、新たなコンテンツへと転換、再生、活用します。	産業振興課 みどり公園課 維持補修課	事業者

### ④にぎわい交流のためマネジメント組織をつくる

取組名称	内容	担当課	連携主体
修景に対する助成制度	草加松原地区において、松並木の背景となるエリアを中心に、建物の修景を行う方に対する助成制度を検討します。	都市計画課	地域
法制度や補助金の活用	観光資源を景観資源と捉え、景観まちづくりの推進のため、市の屋外広告物の制定、景観法や歴街法の活用など、必要となる制度の紹介などを行います。また、活用できる国庫補助金等の情報提供などを行います。	都市計画課	地域
景観法に基づく制度活用の支援	地区でまとめた景観づくりの方針を実行力のあるものとして制度化するために、景観法に基づく景観地区や景観協定の活用を支援します。	都市計画課	地域

話し合いの環境整備（キーパーソンの発掘・集まる場の用意）	景観まちづくりに関心のある市民や事業者など地区のキーパーソンの発掘に取り組みます。また、コミュニティプランの策定を推進する中で、景観まちづくりについて議論する場の提供など、集まれる場づくりに取り組みます。	都市計画課	地域
アーティストやクリエイターとの連携	地区のビジョンや構想づくり、プロジェクトの企画に斬新な発想を吹き込むため、アーティストやクリエイターを発掘し、連携して取り組みます。	産業振興課 都市計画課	市民
地区景観づくり協議会の組織化を支援	景観まちづくりに興味や関心のある市民や事業者などが、景観まちづくりに本格的に取り組めるように、組織化の支援や景観まちづくりのアドバイザー派遣などの支援に取り組みます。	都市計画課	地域
地区景観づくり協議会への助成		都市計画課	地域

## （6）成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね10年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況	10年後の目標	担当課
草加市の景観に誇りや愛着を感じる市民の割合	63.9%	→ 80.0%	都市計画課

■にぎわい交流エリア位置図





## 4 市民が取り組む景観づくり

身近な景観づくりを具体的に進めていくためには、一人ひとりが「景観」について考え、具体的に行動することが基本です。そして、その行動によって、地域の人々と一緒に景観づくりを考え、協力しながら、地域ぐるみの取り組みとして広げていくことができれば理想的です。

ここでは、地域にお住いの皆様が身の回りの場所で、ちょっとしたことから始められる身近な景観づくりのアイデアを、市民が取り組む景観づくりの行動計画としてまとめています。

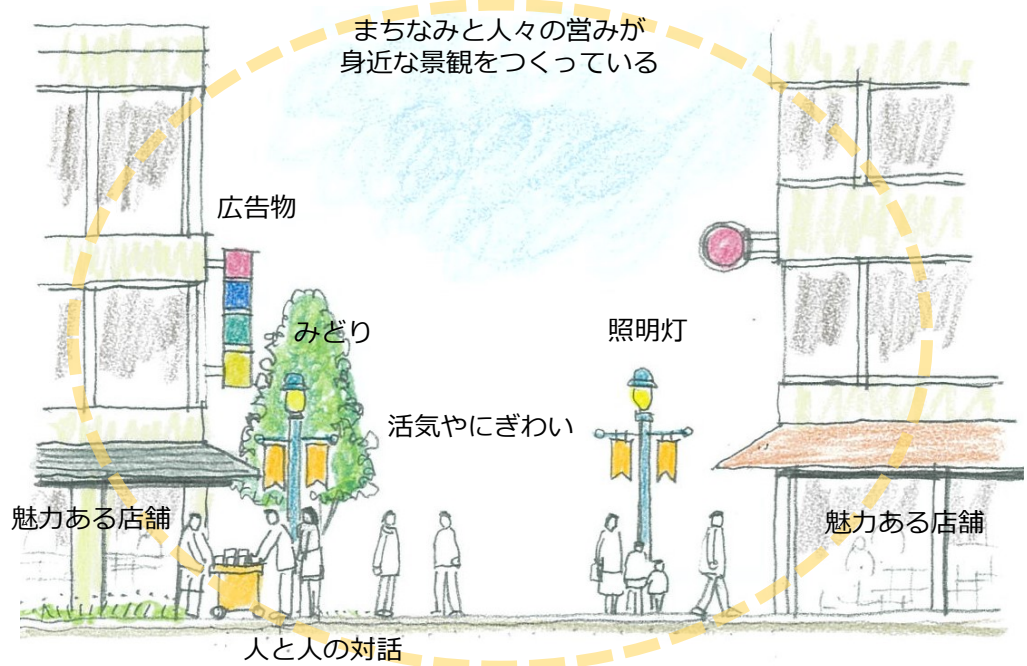
### (1) 身近な景観づくりの考え方

誰もが普段の生活の中で、様々な行為や活動をしています。まちの環境は、このような営みに影響されながら生き生きとしたシーンが生まれ、それが景観となって現れています。

つまり、皆様の日頃の生活における営みがまちの景観を生み出しており、皆様一人ひとりが景観を構成する要素の一つであるといえます。このため、まちとの関わりを増やすことが豊かな景観をつくることにつながります。

たとえば、まちなかにこだわりのお店や素敵なお店や素敵なまちなみがあると、お洒落をして出掛けたいくなります。まちなかにお洒落な人が増えるとまちがにぎわい、お店も増えてまちの魅力も高まっていくことで出掛ける機会も自然と増えます。そのことが相乗効果となって、まちの個性ある景観づくりにつながります。

また、公園の中に落ち着いた木陰のベンチがあると、散歩の途中で腰を下ろして休みたくなります。そこで本を読みたくなるかもしれません。公園に自分のお気に入りの居場所を持つ人が増えると公園の風景もほっこりとしたものになり、ますます公園で過ごす人が増えます。そのことが公園の魅力ある景観づくりにつながります。



## (2) 景観づくりをきっかけにまちづくりへ

景観づくりは特別な取り組みではなく、私たちが日頃、自分たちの暮らしを良くしようとしている取り組みの一つひとつの積み重ねで、誰もが日常の中で、そっと取り組むことができるものです。そして、できることから始めて、小さな成功体験をつくることで、共感する人を増やし、ともに活動する仲間の輪を広げ、どんどん活動の規模を大きくしていくこともできます。

景観への意識や関心が高まったら、一人でできる活動に向けて一歩踏み出してみましよう。それが間もなく、仲間や地域ぐるみの活動へと拡大すると、次第に、もっと幅広いテーマでこの地域を良くしたいという、大きなまちづくりの活動へと展開していきます。こうした動きを促進することで、まちづくりは次の、新たな個人の取り組みを誘発していくという、まちづくりのスパイラルアップを生み出していくことができます。

一人ひとりの景観づくりをきっかけに、誰もがいつまでも住みやすいまちを目標に、地域課題を自分たちが主体となって解決していくまちづくりへと、活動を広げていくことをめざします。

### ■ 景観づくりのプロセス



# 1 景観づくりを理解する

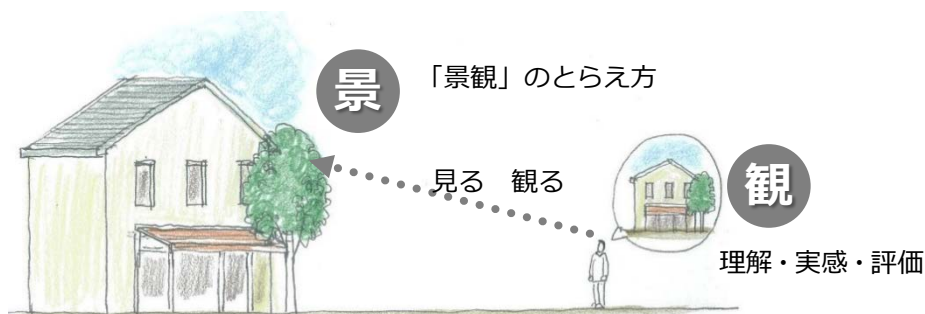
身近な景観づくりに向けた、「景観」や景観づくりの捉え方について理解します。

## ● 「景観」とは

「景観」とは、景色を意味する「景」と、見ることを意味する「観」からなっています。「景観」とは、ある場所から、「景」を見る（観る）ことで形成される像（イメージ）です。

私たちは、日頃何気なく多くのものを見ています。見るとともに、理解し、実感し、評価しています。この一連の流れが景観の本質を示しています。

このように捉えられた景観のイメージは、多くの人と共有されています。また景観は、長い年月を掛けてつくられます。しかし、一度失われてしまうと、元に戻らないという特徴があります。その意味で、景観は地域で育てていくべき財産であるといえます。

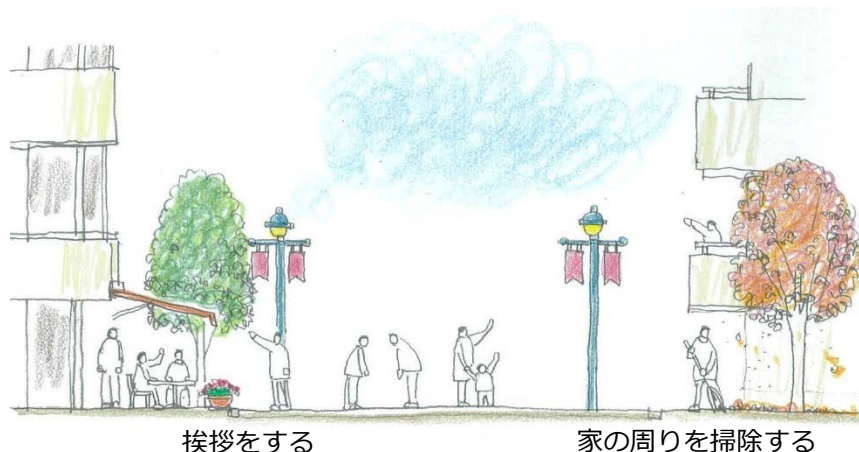


## ● 「景観づくり」とは

景観づくりとは、地域に住む人や地域を訪れる人が良いと感じられるように、様々なものごとを整えて、「暮らしやすい、居心地の良い環境をつくること」です。

身近な景観は、地域に住む人の生活に対する意識や姿勢が反映されてつくられます。このため、良好な景観は、地域に住む人の一人ひとりのまちに対する意識や行動にかかっています。

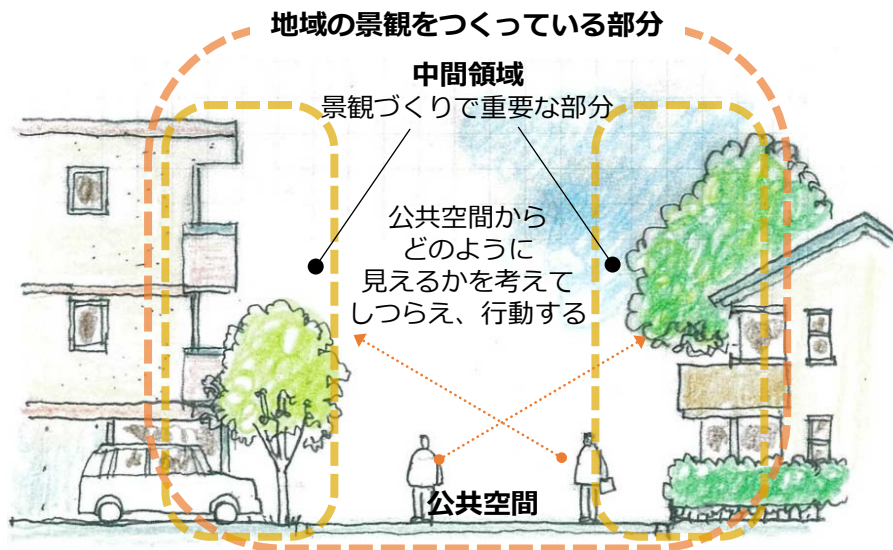
また、個人の好みやセンスで美しいと思うものをつくることだけでなく、まちに対する心遣いや意識を持つことが、景観づくりにとって大切なことです。例えば、まちへの心遣いによって、家の前を掃除したり、地域に住む人同士の挨拶や会話が生まれれば、それは人と人の関係が息づく居心地の良い景観と言えるでしょう。



## ● 景観づくりのポイントを押さえる

景観づくりは空間の広がりの中で捉える必要があります。具体的には、道路や公園などの公共空間と私的な空間以外に、それらの間の空間である「中間領域」に意識を向けることが大切です。この中間領域は地域の景観に影響を与える重要な空間であり、公共空間とも重なりながら地域の景観を形成しています。

中間領域では、その位置する場所の特性を把握し、道路、公園、河川沿いなどの公共空間から「どのように見えるか、どのように感じられるか」を考え、以下の景観づくりに大きく関わる要素や要因を踏まえながら景観づくりをすることが大切です。



### 景観づくりに大きく関わる中間領域の主な要素・要因

#### 施設や空間

- 建築物など  
(規模、形態意匠、材質、色彩など)
- 塀や柵、擁壁、門扉など  
(規模、形態意匠、材質、色彩など)
- 広告物  
(規模、形態意匠、材質、色彩など)
- オープンスペース (空地、緑地など)  
(路面の舗装材の材質、色彩、道路とのつながりなど)
- みどりや水 (屋敷林、生垣、河川・水路、花壇、庭・庭木など)
- その他の要素 (ベンチ、プランターなど)

#### 人々の暮らし・行動

- 歩く、集う、遊ぶ、くつろぐ、スポーツをするなど
- まちに対する意識、考え方
- イベント・祭り

#### 時間的な要因

- 一日の時間の変化 (照明などの光など)
- 天候
- 季節の変化
- 長い年月の中での歴史的な経過や経年変化

これらが一体となって景観がつけられる

## 2 景観づくりのための行動を起こす

### ●一人でできる景観づくり

景観は様々な活動の結果が目に見える形になったもので、建築物や工作物などの施設をつくることだけが「景観づくり」ではありません。

私たちの普段の暮らしやいろいろな活動は、意識していないこともあるかもしれませんが、実はまちとも関わりがあり、景観づくりにも関係しています。このため、積極的にまちと関わりを持つことは、景観をよくすることやまちづくりの第一歩となります。道路のごみを拾うことや、玄関前に花を植えるなど、身の回りを自分事として良くする行動は、一人で行える景観づくりです。また、今行っている活動に「少し足してみる」「掛け算してみる」ことで、景観づくりにつながることもあります。

### ●「景観」を意識して、まちを歩く

「景観」を意識して、まちを歩いてみます。朝ペットを連れて散歩したり、昼下がりに買い物をしながら散歩に出掛けたりする人を多く見掛けます。そのときに、いつものコースを歩いたり、たまにはちょっと違う道を歩いてみたりする中で、今まで気付かなかったことが多くあることが分かります。

季節の変化に気付いたり、センスの良いデザインの家や店を見付けたり、にぎわっているいい場所を見つけたり。このようなまちの小さな変化や良さに気付くことで、知らず知らずのうちに景観を見る目が育まれているのです。

#### 景観づくりの アイデア

- 草加市内で、よく行く場所やお気に入りの場所を確認する
- 季節や時間で良いときはいつかを考える
- 良いと思う景観の場所の写真を撮る
- 人に良い景観を紹介したり、Instagramにアップしたりする
- 地域やまちのシンボルとなっている要素を確認する
- 自分の家は、周りからどのように見えるかを考える

まちを歩き季節を感じる



## ● 「景観」を意識した買い物をする

まちの中にはいろいろな店があります。センスの良い建物や看板を掲げている店や店先がにぎわっている店がある通りは、まちなみも雰囲気があります。一方で、周辺と調和しない派手な看板を掲げているお店や、にぎわいが感じられない店が多くあれば、通りのまちなみも台無しになってしまうかもしれません。

店はお客さんが支えるもの。センスの良い店、にぎわいのある店で買い物をして応援することは、通りのまちなみをよくすることにもつながります。

### 景観づくりのアイデア

- 景観に配慮した店で買い物をする
- センスの良い店を紹介したり、Instagramにアップしたりする
- センスの良い店の包装紙を使う

景観に配慮している  
店に行く



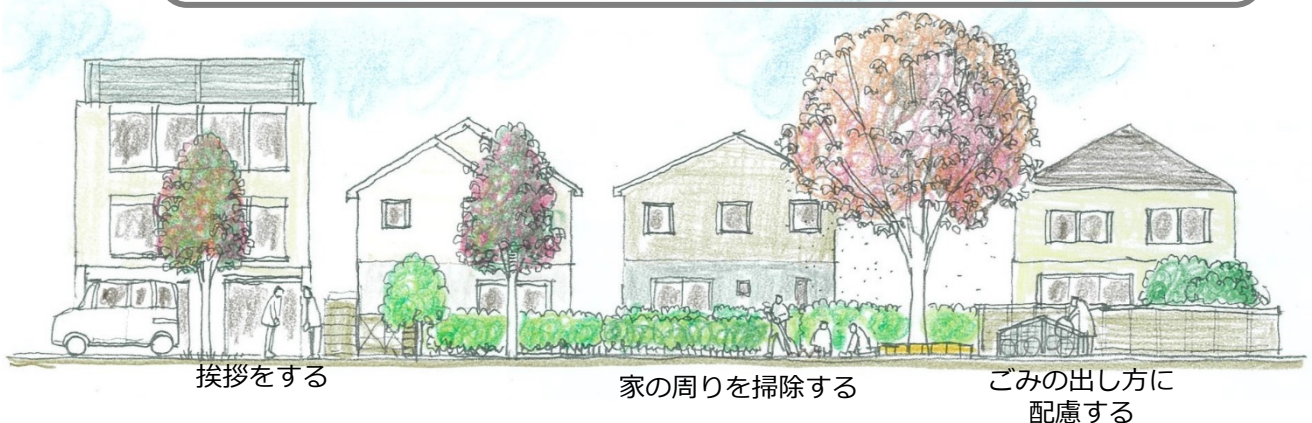
## ● きれいに整え、きれいに保つ

景観は、単に施設の集合によってつくられるのではなく、人々の営みのあらわれです。管理が行き届いていない施設やごみが多くみられるまち、マナーが良くないまちは、荒れた印象を与えます。一方、人の気持ちや心遣いが感じられるまちは、暖かみのある印象を与えます。

通りを行き交う人が、良い印象を持つことができるように、まちを良くしようとする行動を検討します。

### 景観づくりのアイデア

- 隣近所の人と挨拶をする
- 自分の家の周りを掃除したり、ごみを拾ったりする
- ごみの出し方を考える（集積場、ごみ箱などを含めて）
- 雑然としているもの、見せたくないものを隠す
- 臭いや音、光など不快な思いをさせるものを取り除いたりする
- 自宅の前をオープンにする



## ●花やみどり、小物などで飾る

花やみどりは、うるおいや華やかさのある景観をつくる上で欠かせないものです。また、単にみどりの量を増やすことだけでなく、効果的な見せ方も重要です。

家や店の入口などの人々の目が良く届く場所に、花やみどり、小物などを用いて、おもてなしの心遣いがあらわれる、良好な表情をつくることを工夫しましょう。道行く人との会話が生まれるかもしれません。そのようなときの会話も楽しみの一つでしょう。

### 景観づくりのアイデア

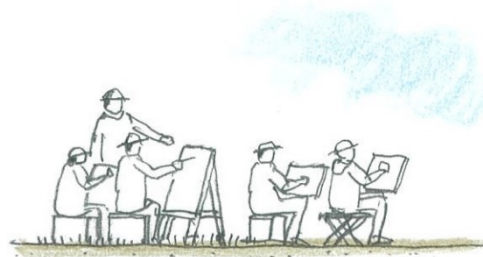
- 花を植えたプランターやハンギングバスケットで飾る
- 道路際に花壇やオープンガーデンをつくる
- ブロック塀を生垣にしたり、庭をオープンにして通りからよく見えるようにしたりする
- シンボルツリーや花の咲く木を植える
- 表札や看板のデザインを工夫する
- 室内の明かりが通りに漏れ出るようにしたり、照明によって、夜の表情を演出したりする



## ●地域の人々の集まりに参加する

写真や絵画など、まちに出かける様々な趣味のサークル活動が活発に行われています。このようなまちをフィールドにする活動は、一見、景観とは関わりがないようにも見えますが、実はまちと関わっている活動です。

写真を撮るときや絵を描くときには、どこから何を見るのかに注意を払います。景観の用語で、対象を見る場所を視点場、見る対象を視対象といいます。写真を撮る、絵を描く行為などは、まさに景観を見る行為であるともいえるのです。



絵画サークルに参加する

### 景観づくりのアイデア

- 写真を撮るサークルや絵画を描くサークルに参加する
- まちを巡るイベントや和舟の乗船体験に参加する
- 地域の祭りやイベントに出掛ける

## ● 隣近所で取り組む景観づくり

一定のまとまりのある住宅地、商店街や事業所など、何人かの人や隣近所で協力して同じ思いで景観づくりに取り組むことは、より広がり生まれ、魅力も創出されます。

## ● 住宅地の景観づくりのイメージ

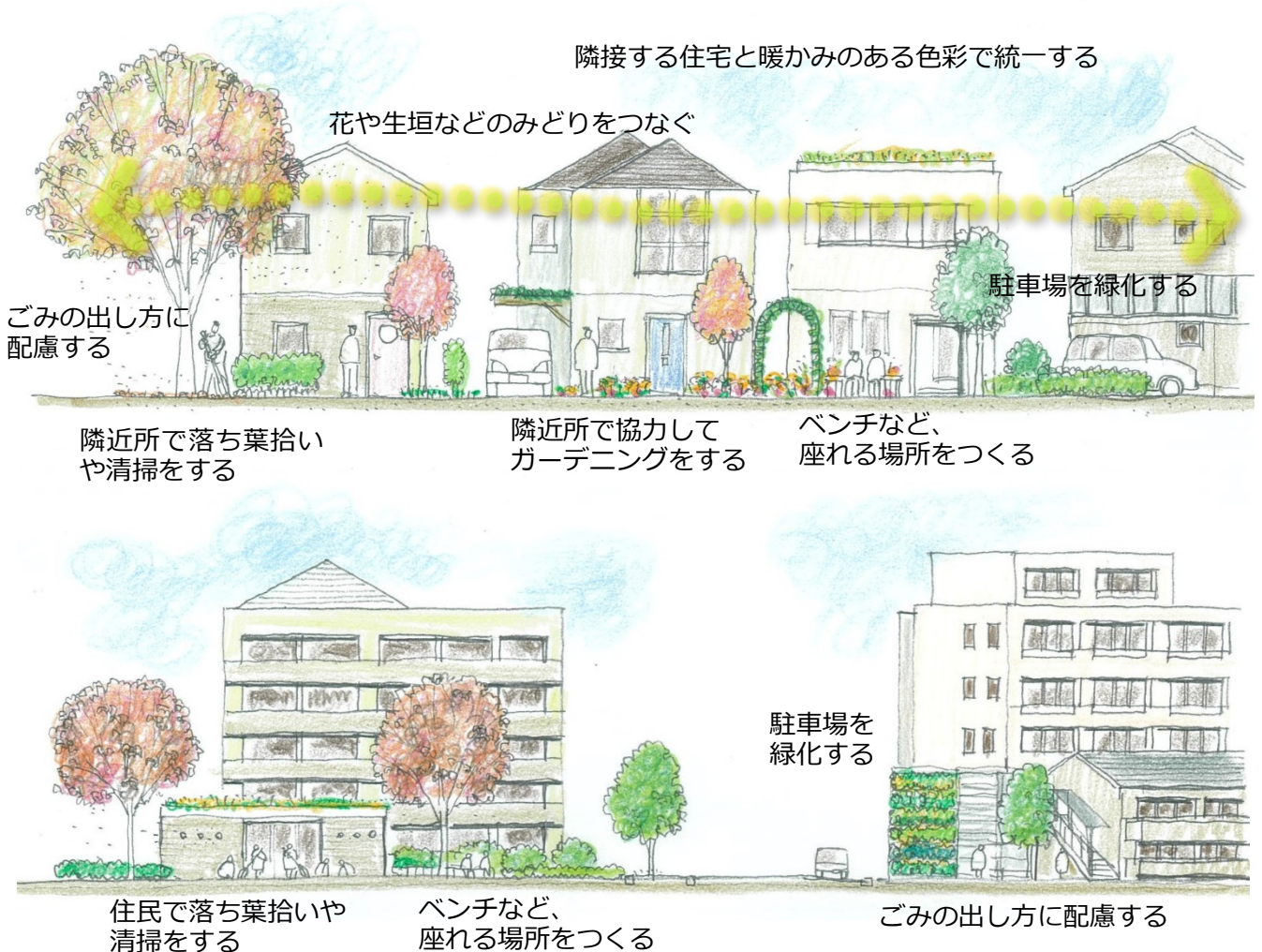
近所の数件の住宅で景観づくりを進める場合は、自己主張の強い表現ではなく、花やみどりがつながる落ち着いたあるまちなみづくりを心掛けましょう。

マンションやアパートなどの集合住宅では、住民で協力し合って、宅地内の樹木の維持管理・清掃、花やみどりの創出などに取り組みましょう。

また、良好な景観の維持管理や、景観を考えていくための視察も有効でしょう。

### 景観づくりのアイデア

- ご近所やマンションで協力して、オープンガーデンを開催する
- ご近所やマンションで協力して、ガーデニングなど花いっぱい運動を進める
- ご近所やマンションで協力して、清掃や落ち葉拾いを行う
- ごみの出し方やごみの集積場の管理に配慮する
- まち歩きの会を企画して、まちの歴史や居心地の良い飲食店を巡る
- 親睦旅行の行き先で、良いまちなみを巡る
- 写真や絵画のサークル活動を開催し、景観を見る目を養う



## ● 商店街の景観づくりのイメージ

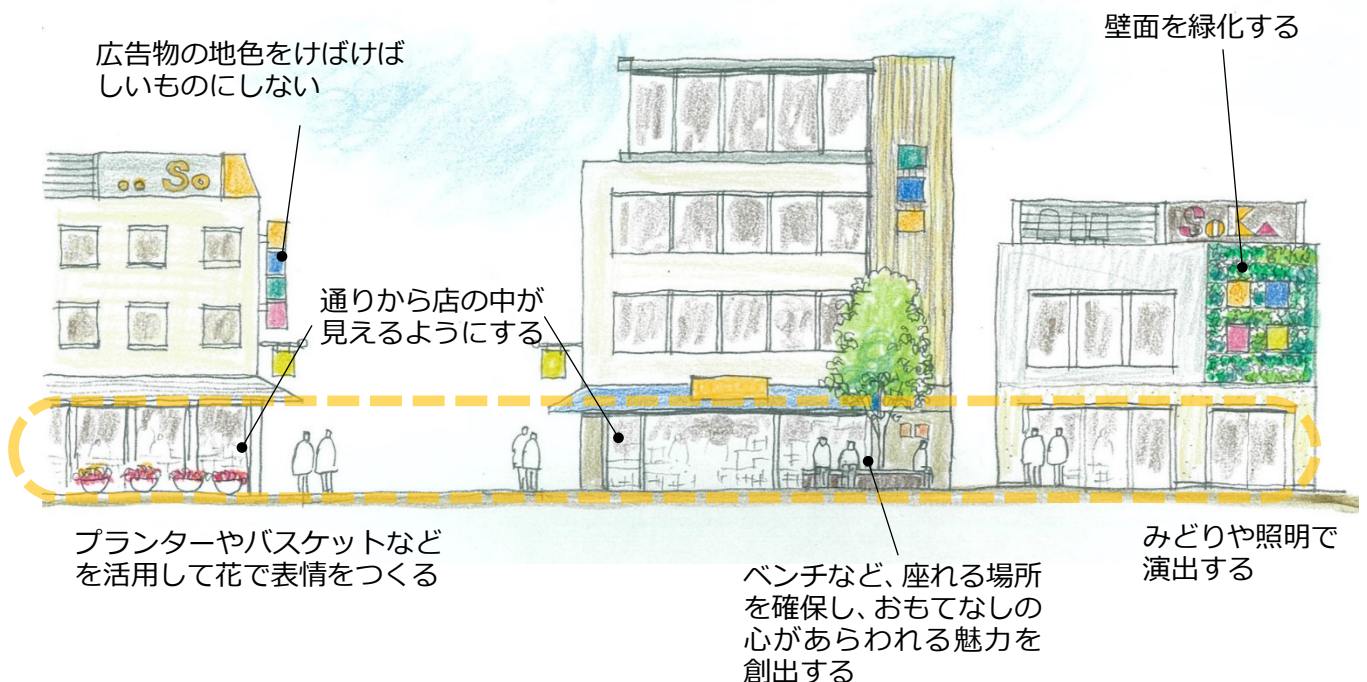
商店街は、にぎわいや楽しさなどの地域にふさわしい景観づくりが求められます。特に、歩行者との結びつきが強い1階部分では、商店街で協力して、ゆとりや魅力を与える工夫を心掛けましょう。

また、商店街の活性化や景観の維持管理に向けた取り組みも重要です。

### 景観づくりのアイデア

- 商店街で協力して、バルイベント（チケットとマップを片手に食べ・飲み歩きをするイベント）などのイベントを開催する
- 店先にベンチを設置する
- 道路沿いにプランターを設置して花やみどりで飾る
- お店の中が通りから見えるようにする
- 照明の光で夜の表情を演出する
- 音や臭いに配慮する
- 商店会でごみ拾いを行う
- お店の店先をセンスの良い看板や照明で飾る
- 商店街で協力して店舗のデザインコードをつくる
- 商店街独自の屋外広告物のルールをつくる

- 商店街で統一したバナーを掲げる
- 商店街で、定期的にイベントなどを開催する
- 商店街で清掃する



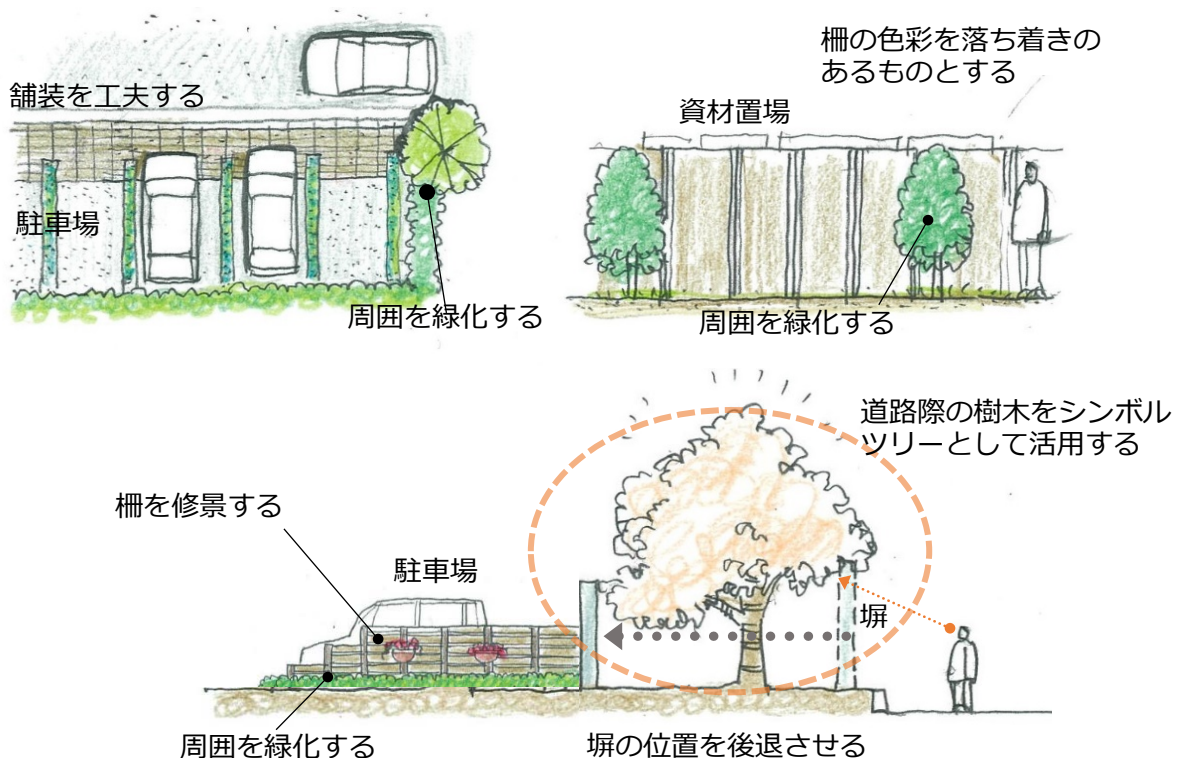
## ● 事業所の景観づくりのイメージ

工場や研究所などの事業所は、とすると、人を寄せ付けない、冷たく、雑然とした印象を与えやすい施設です。敷地の一部でもまちに開かれたしつらえにするなど、景観に配慮した事業所は、まちの重要な景観の資源となり、事業所や事業活動にも良いイメージをつくり出します。

このほか、地域の景観を維持管理について、事業所のマンパワーをまちづくりに活かしていく取り組みも求められています。

### 景観づくりのアイデア

- センスの良い看板に変える
- 事業所の既存のみどりを活かしたり、事業所の周囲のみどりで囲ったりする
- 駐車場や柵などを修景する
- 照明の光で夜の表情を演出する
- 音や臭いに配慮する
- 事業所の見学会やモノづくり体験会を開催する
- お店や事務所の周りのごみを拾う
- 地域のコミュニティと交流を深める
- 寄附や手伝いなどで地域コミュニティの活動を支援する
- 事業所のデザインコードをつくる



## ●地域コミュニティで取り組む景観づくり

地域には様々なコミュニティがあり、様々な活動が行われています。これらの多くは景観づくりにつながります。このような活動に参加したり、新たな仲間を集めたりすることで、意識を共有することができます。景観づくりは個人の思いの集積によって、大きな効果を生み出します。

## ●挨拶運動をする

自治会などで子どもの通学時間帯などに交通安全の見守りと合わせて挨拶運動を展開する取り組みは各地で見られます。地域で取り組む挨拶運動は、コミュニケーションを活発にするのはもちろん、人々を笑顔にする効果があるのではないのでしょうか。

まちなみだけでなく、その中にいる人も重要な景観の構成要素です。まちに明るい笑顔があふれると、まちの景観も明るくなります。

交通安全の見守り  
運動をする



### 景観づくりの アイデア

- 子どもたちの見守り運動や挨拶運動に取り組む
- 子どもたちや地域の人々が参加できるラジオ体操を企画する
- 地域のパトロールを行う

## ●地域のイベントやお祭りを盛り上げ、にぎわいをつくる

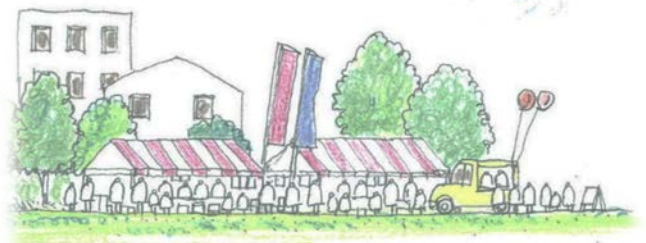
目に見えるまちの環境の全てが景観です。このため、人も景観を構成する要素になりますが、人々が営む暮らしや様々な活動に取り組む姿そのものも景観と言えます。

例えば、地域で実施されるイベントや祭りなどは人々の記憶に刻み込まれる大切な風物詩です。みんなで祭りをつくり上げるのは、記憶に残る地域の景観をつくり上げることでもあるのです。

また、昔から地域の身近な買い物を支えてきたものの、人々の生活スタイルの変化に伴って利用する人が減り、苦戦している商店街でも、活性化に向けて商店主が精力的に取り組んでいます。商店街で統一したバナーを掲げたり、看板や建物のルールづくりによるまちなみの魅力アップをめざしたりする例など、地域の人たちが支えて効果を上げているところもあります。

イベントや商店街が活性化すると人々の活動も活発にする効果があります。活性化の取り組みはにぎわいの景観づくりそのものと言えます。

まちのイベントを盛り上げる



### 景観づくりの アイデア

- 期間限定でオープンカフェを開催する
- マルシェや朝市を開催する
- 野外ミニイベントなど地域のイベントを開催する
- 農地開きをして、農業体験やどろんこ祭りを開催する

## ●公園や街路樹、河川の維持管理に取り組む

地域に馴染みのある通りの街路樹や公園、河川の管理を自治会などの地域団体が担うことができます。このような公共施設の一部の管理を地域で担う仕組みをアダプトといいます。

地域の通りや公園、河川は、地域の人たちが使う機会が最も多くなります。そうした場所の管理を地域の人などで担うことにより、公共施設により愛着を感じることができるのではないのでしょうか。景観の重要な要素でもあるこれらの施設を、自分たちの手で手入れすることは、まさに地域の景観づくりに関わっているといえます。



### 景観づくりのアイデア

- 地域のごみ拾いを行う
- 公園、河川沿い、街路樹の植樹の清掃や花植えを行う
- 街路樹の落ち葉拾いを行う

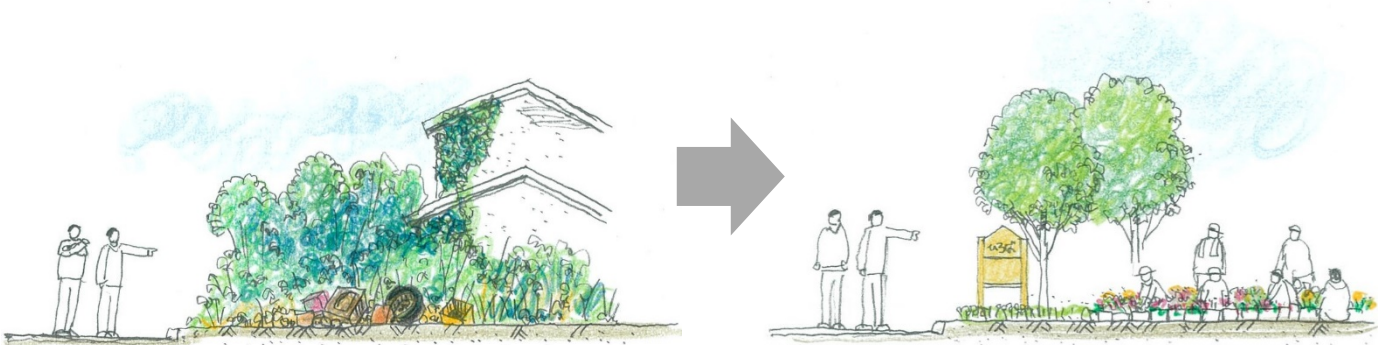
## ●空き家・空き地対策に取り組む

住民の高齢化が進むことにより、地域の中にも空き家になっている建物が増えてきています。空き家が増えると地域の環境に影響が出てきます。特に十分に管理されないまま放置された空き家や空き地は景観上も問題となります。

こうした問題を防ぐため、地域で空き家の実態を把握したり、地域活動のスペースとして空き家を活用したりするなどの対策に取り組んでいる例もあります。十分に管理されない空き家や空き地をなくすことが生き生きとしたまちなみをつくることにもつながります。

### 景観づくりのアイデア

- 空き家・空き店舗を活用してリノベーションする
- 空き地をコミュニティで維持管理する
- 空き地を活用したコミュニティガーデンをつくる



空き地を活用してコミュニティガーデンをつくる

### 3 身近な景観づくり行動ガイド

景観まちづくりは、その地域に住む人みんなが作り上げていくものです。地域で実際に景観づくりに取り組むためのガイドを整理します。

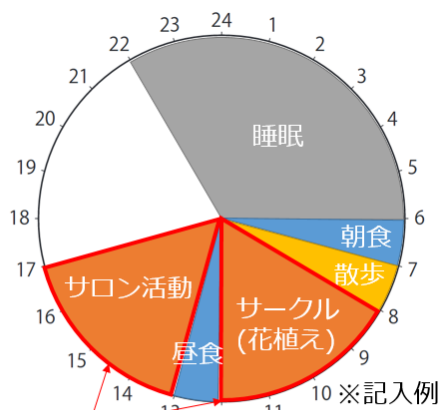
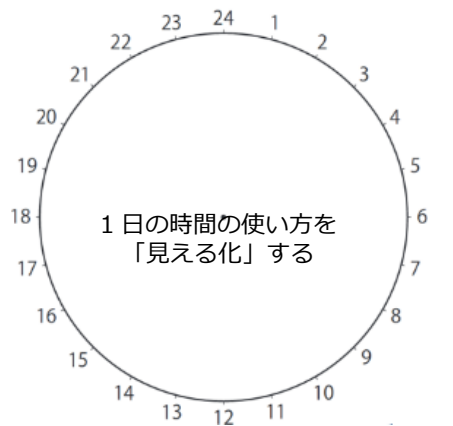
#### ●一人でできる景観づくりガイド

地域の景観まちづくりの第一歩として大切なことは、自分の行動、まちとの関わりを振り返ることです。そして、まちとの関わりを増やして、その活動に「景観」のスパイス（インパクト、味付け）を加えていくことで、自分の身の回りの豊かな生活環境をつくっていくことにつながっていきます。そのきっかけとして活用できる振り返りシートを使って景観づくりの第一歩を踏み出してみましよう。

#### STEP 1

#### 自分の暮らしを振り返る

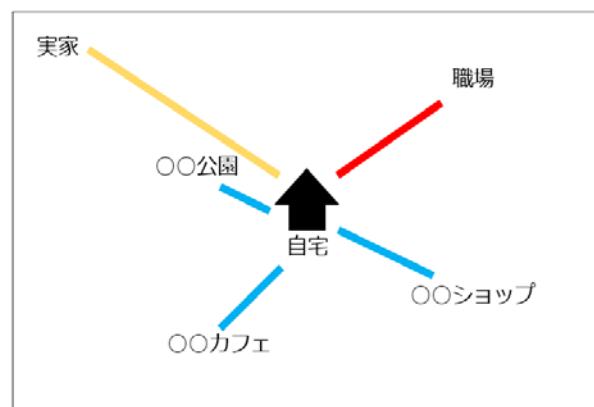
1 日の行動の中で、いつ、どこで、何をしているかを振り返り、どのようにまちと関わっているか考えてみましょう。



まち・地域との関わり



自宅を中心として、どこに出かけているかを「見える化」する



## STEP 2

**まちと関わる活動を振り返る**

まちと関わる自分自身の活動を振り返りましょう。  
これらが景観づくりとどのように関係しているかを考えてみましょう。

- **自分ひとりや家族でやっていること**  
(例) 気が付いたときに道路を清掃している
- **趣味の集まりなど何人かでやっていること**  
(例) 写真サークルに入って活動している
- **地域の活動としてやっていること**  
(例) ラジオ体操の後にごみ拾いを行っている

## STEP 3

**好きなことや得意なことから  
まちとの関わりを増やす**

あなたが好きなことや得意なことはありますか。その中で他の誰かのために、  
やってあげられることはありますか。

(例)

- 花など植物に詳しい
- まちの歴史に詳しい
- 写真を撮ることが好きだ
- 絵を描くことが得意だ
- 声を掛ければ、多くの仲間が集まってくる

まちに貢献できることがあるか考える



## STEP 4

**普段の暮らしや活動に「景観」のスパイスを加える**

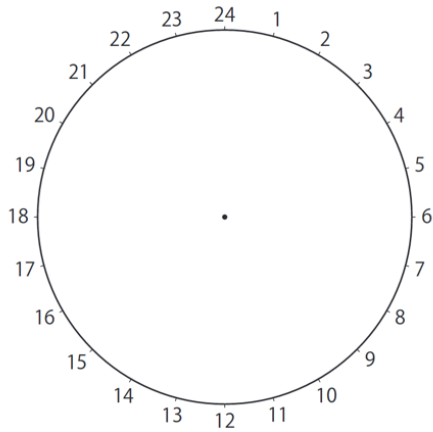
普段の暮らしや活動の中で景観を意識してみましょう。まちと関わる活動の中で景観を意識したときに、どんなスパイス（インパクト、味付け）を加えることが考えられますか。これから、景観づくりに関わることで、やってみたいことも併せて考えてみてください。

- **自分ひとりや家族でやっていること**  
(例) ガーデニング
  - 通りから見えるところに樹木を植える
  - 通りを歩く人にもみどりを楽しんでもらう
- **趣味の集まりなど何人かでやっていること**  
(例) まち歩き（散歩）
  - 身近な地域で誇れるものを探す
  - 写真映えする場所を探す
- **地域の活動としてやっていること**  
(例) 公園の清掃管理
  - 花壇に季節の草花を植える
  - 公園の風景を楽しむイベントを開催する

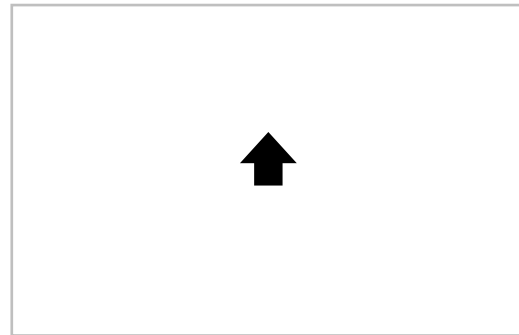
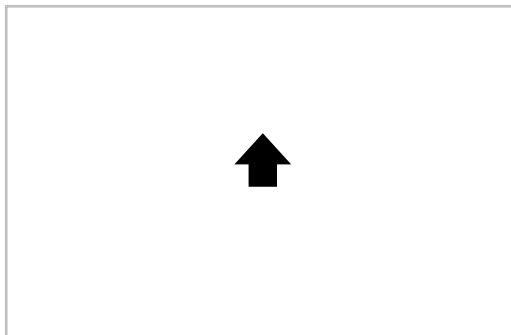
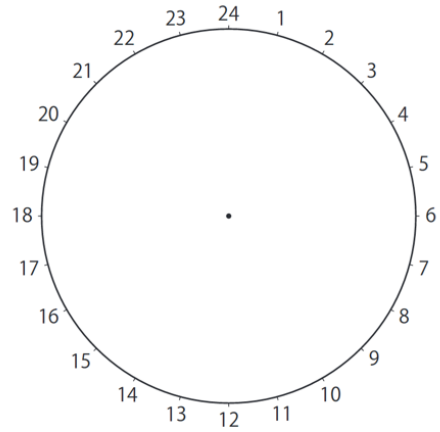
## 《記入シート》

### ●自分の暮らしを振り返る

平日



休日



### ●まちと関わる活動を振り返る

自分ひとりや家族でやっていること

趣味の集まりなど何人かでやっていること

地域の活動としてやっていること

● **好きなことや得意なことからまちとの関わりを増やす**

---

● **普段の暮らしや活動に「景観」のスパイスを**

---

自分ひとりや家族でやっていること

趣味の集まりなど何人かでやっていること

地域の活動としてやっていること

## ●みんなで取り組む景観づくりガイド

地域全体でまとまりがあり、調和のとれた景観づくりの取り組みを進めていくためには、一人ひとりの取り組みや活動に加えて、その地域の市民や、商店街、事業者と連携し、一体となって取り組むことが大切になります。そのための取り組みガイドをまとめます。

# 01 地域の景観づくりをみんなで進めたい まちづくりに関心のある仲間が集まって、勉強したい

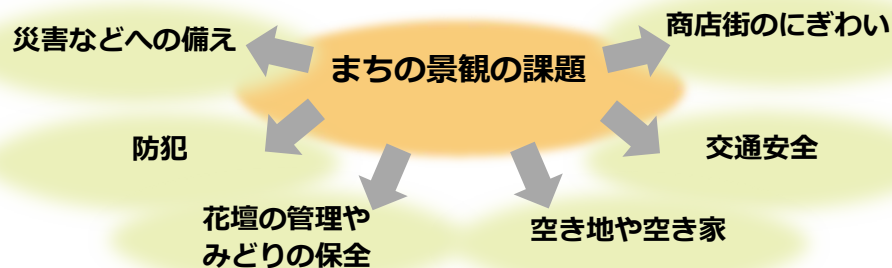
## ▶ 景観づくりに取り組むグループをつくり、話し合いを進める

町内会、商店街、事業所、任意のグループなど、ともに協力して景観づくりを進めるグループをつくり、どのような景観づくりを目指すのかということ、メンバーで継続的に話し合いながら検討します。

また、景観づくりをきっかけとして、まちづくりの様々な課題やテーマについても話し合い、確認します。



グループをつくり、景観づくりに向けた話し合いを進める



景観づくりをきっかけとして、地区の様々な課題について確認しあう

### POINT

- 定期的に、テーマを決めて話し合う
- みんなが話しやすい雰囲気づくりに配慮する

## 02 地域の景観の魅力を再発見したい 地域の景観の課題を共有したい

### ▶ 歩いてまちの景観の現状を把握し、課題を確認する

まちの景観の現状や課題の確認、景観づくりの核となる資源を発掘するために、まち歩きなどを開催し、調査結果をまとめ、地区の景観の課題について確認します。

#### 調査項目の例

- まちのイメージ
- まちの成り立ち
- 景観を特徴付けている要素や景観の問題点（みどり、河川、社寺、広告物など）
- まちの整備動向



グループで一緒にまちを歩き、まちの景観の現状や問題点を共有する

#### POINT

- 歩いて得られた情報や景観資源などを大きな地図に書き込み、共有するツールとする
- 都市計画マスタープランや整備動向などの情報も書き込む

## 03 似たような地区の事例を参考にしたい

### ▶ 景観づくりの取組事例を調査する

市内の他の地区や他市の景観づくりに取り組んでいる類似の事例を調べます。グループのメンバーでその地区を視察に行き、活動している方々の話を聞くことも有意義です。



景観づくりの事例を調査する

#### POINT

- インターネット、雑誌など、様々な媒体から探す
- 取り組み方や体制、行政の支援、資金などについても調べる
- リーダーの体験談や苦労話を聞き出す

## 04 地域の景観の将来の姿を共有したい

### ▶ 景観づくりの将来の姿を構想する

景観づくりがどのような方向を目指すのか、どのような姿を目標として景観づくりに取り組むのか、という将来の方向を話し合い、共有化します。



新田駅東口地区のまちなみのイメージ

#### POINT

- みんなが理解しやすいことばやイメージでまとめる

## 05 地域住民の理解や協力を得たい

### ▶ 景観づくりの取り組みの情報を発信する

景観づくりの取り組みに対する理解を深め、また地域の人々の支持を得ていくために、景観づくりの取り組みの過程で話し合った内容や地域の景観資源などについて、ニュースなどの媒体を用いて情報の発信に努めます。



景観まちづくりの取り組みをニュースで発信する

## 06 地域の景観の価値を将来に担保したい

### ▶ 景観づくりに関するルールをつくる

景観づくりの具体的な取り組みを継続的に進めるために、景観づくりに関する約束事などをルールとしてまとめ、担保します。このようなルールは、地区において新たな開発などの動きが起きた場合に、大きな効果をもたらすことも考えられます。

また、まちの変化に対応して、柔軟に対応できるように、ルールの見直しも検討します。

#### ルール の例

- 景観づくり地区（草加市 景観条例）
- 景観協定（景観法）
- 建築協定（建築基準法）
- 地区計画（都市計画法）
- 任意のルール



景観づくりに関するルールをつくる

#### POINT

- 市に協力を求めながら、検討していく